

公害関係基準のしおり

令和7年3月

長野県環境部

(別添)

公害関係基準のしおり（令和7年(2025年)3月）主な改正点

ページ	改正内容等
4～6	水質汚濁に係る環境基準についての一部改正に伴い、河川及び湖沼のA類型に係る利用目的から水浴を削除
20	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況のうち、北陸新幹線に係る同指定状況の一部改正に伴い、改正日及び告示番号を変更
25	水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、排水基準の項目のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ変更
42	水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、上乗せ排水基準の項目のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ変更
73～76	大気汚染防止法施行規則の一部改正に伴い、水銀排出基準濃度の変更、ガスタービンの排出基準の追加、連続測定について追加
121	水質管理目標設定項目（平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知）が令和6年3月21日付けて改正されたことに伴い、「パラコート」の目標値を「0.005mg/L」から「0.01mg/L」へ変更

○留意事項

日本産業規格 JIS K 0102（工場排水試験方法）が JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合したことに伴い、公共用水域水質環境基準、排水基準、土壌環境基準、地下水環境基準等に係る所要の告示の改正がされる見込みです。告示が改正された場合は、改正後の告示を参照してください。

目 次

【環境基準等】

水質関係

○人の健康の保護に関する環境基準	1
○地下水の水質汚濁に係る環境基準	2
○人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	3
○生活環境の保全に関する環境基準	4
1 河川	4
2 湖沼	5
○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値	7
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	8
1 河川	8
2 湖沼	12
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図	14
○諏訪湖における底層溶存酸素量の類型指定状況図	15

大気関係

○大気の汚染に係る環境基準	16
○大気中炭化水素濃度の指針	16
○有害大気汚染物質の指針値	16
○大気汚染防止法第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急時の措置の発令要件	16
○大気汚染防止法第 21 条に基づく要請基準	16

騒音関係

○騒音に係る環境基準	17
○騒音に係る環境基準の類型指定状況	17
○航空機騒音に係る環境基準	19
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準	19
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況	20

土壌関係

○土壌の汚染に係る環境基準	21
---------------	----

ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類に関する環境基準	23
------------------	----

【排出基準等】

水質関係

○水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく一律排水基準	24
1 有害物質に関する項目	24
2 生活環境に関する項目	25
○水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく特定地下浸透水の浸透の制限	30
○排出水の汚染状態の測定等	31
○規制対象	32
○水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乘せ排水基準	41
1 有害物質に関する項目	41
2 生活環境に関する項目	41
(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量	41
(2) BOD (COD)、SS 等	42

(3) 窒素、燐	43
○湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準（汚濁負荷量基準）	43
1 規制対象施設	44
2 規制対象地域	44
3 規制基準	44
○湖沼水質保全特別措置法第14条に基づくみなし指定地域特定施設に係る排水基準	47
1 規制対象地域	47
2 排水基準	47
○湖沼水質保全特別措置法第15条に基づく指定施設及び基準、同法第22条に基づく準用指定施設及び基準	48
1 対象施設	48
2 指定施設・準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準	48
(1) 豚房施設、牛房施設、馬房施設	48
(2) こいの養殖施設	48
○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準	49
○事故時の措置	50
○有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法	51

大気関係

○大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧	53
○大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準	55
1 硫黄酸化物の排出基準	55
2 ばいじんの排出基準	56
3 有害物質の排出基準	60
4 有害物質の排出基準（窒素酸化物）	61
○大気汚染防止法に基づくばい煙量等の測定について	65
1 排出基準適用項目	65
2 大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度	65
3 排出基準適用猶予施設	65
○大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧	66
○大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について	67
○揮発性有機化合物に該当する主な物質	67
○大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準	68
○大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準	69
○大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準	70
1 特定粉じん排出等作業	70
2 特定工事	70
3 作業基準	70
○大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧	72
1 石炭燃焼ボイラーの排出基準	72
2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬の用に供する施設）の排出基準	72
3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設）の排出基準	73
4 廃棄物焼却炉の排出基準	73
5 セメントクリンカー製造施設の排出基準	74
6 ガスタービンの排出基準	74
○大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について	75
1 水銀濃度の測定	75
2 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度	76
○大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	77

1	ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	77
2	トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	78
○	良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準	79
1	ばい煙に係る規制基準	79
2	粉じんに係る管理基準	79
○	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域の指定状況	80
○	事故時の措置	81

騒音関係

○	騒音規制法に基づく規制基準等	82
1	規制基準等	82
(1)	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	82
(2)	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	82
(3)	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(要請限度)	83
2	指定地域	84
(1)	騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況	84
(2)	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況	85
(3)	特定工場	86
(4)	特定建設作業騒音関係	86
(5)	自動車騒音要請限度関係	86
3	規制対象	86
(1)	特定工場等	86
(2)	特定建設作業	87
○	良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等	88
1	規制時間	88
2	規制対象	88
3	規制内容	88
4	規制地域の指定状況	88
○	商業宣伝放送に係る拡声器の使用基準等に関する指導要綱の概要	89

振動関係

○	振動規制法に基づく規制基準等	90
1	規制基準等	90
(1)	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	90
(2)	特定建設作業の規制に関する基準	90
(3)	道路交通振動の限度(要請限度)	90
2	指定地域	91
(1)	振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況	91
(2)	特定工場及び道路交通振動関係	91
(3)	特定建設作業振動関係	91
3	規制対象	92
(1)	特定工場等	92
(2)	特定建設作業	92

悪臭関係

○	悪臭防止法第4条第1項の規定による物質濃度規制の基準等	93
1	規制地域の指定区分	93

2	規制地域の指定状況	93
3	規制基準	94
	(1) 敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況	94
	(2) 気体排出施設から排出される悪臭物質に係る規制基準	94
	(3) 排出水に含まれる悪臭物質に係る規制基準	94
○	悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制	95
1	規制地域の指定区分	95
2	規制基準の設定方法	95
	(1) 敷地境界線の地表における規制基準	95
	(2) 気体排出施設から排出される気体に係る規制基準	96
	(3) 排出水に係る規制基準	96
○	騒音・振動・悪臭規制等地域指定状況	97

土壌関係

○	土壌汚染対策法第6条第1項第1号の規定に基づく区域の指定基準	98
○	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に基づく対策地域指定要件	99
○	農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準	99

ダイオキシン類関係

○	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設及び同法第8条の規定による排出基準	100
1	大気基準適用施設	100
2	水質基準適用施設	101

公害防止組織関係

○	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条に基づく公害防止管理者の選任基準等	103
1	公害防止管理者を選任すべき特定工場（ばい煙発生施設関係）	103
2	公害防止管理者を選任すべき特定工場（汚水等排出施設関係）	105
3	公害防止管理者を選任すべき特定工場（騒音・振動発生施設関係）	114
4	公害防止管理者を選任すべき特定工場（特定粉じん発生施設関係）	114
5	公害防止管理者を選任すべき特定工場（一般粉じん発生施設関係）	114
6	公害防止管理者を選任すべき特定工場（ダイオキシン類発生施設関係）	115
7	公害防止主任管理者を選任すべき特定工場	116
8	公害防止統括者を選任すべき特定工場	116

参 考

○	湖沼水質保全計画で定める水質目標	117
○	水道法第4条に基づく水質基準等	118
○	浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準	123
○	おいしい水の水質要件	123
○	底質の暫定除去基準	123
○	魚介類の水銀の暫定的規制値	123
○	食品中に残留するPCBの暫定的規制値	123
○	農薬に係る規制値等	124
○	水浴場の水質の判定基準	126
○	農業（水稻）用水基準	126
○	水産用水基準	127
○	放射能に係る基準等	129
○	公害関係の基準等に対する問い合わせ先	130

水 質 関 係

○人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	JIS* K0102 の 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102 の 38.1.2 (38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2, 38.1.2 及び 38.3, 38.1.2 及び 38.5 又は告示付表 1 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	JIS K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	JISK0102 の 65.2 (65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法。(ただし、告示の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。)
砒素	0.01mg/L 以下	JIS K0102 の 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	JIS K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては JIS K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては JIS K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	JIS K0102 の 34.1 (34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml, リン酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JISK0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 34.1.1c) (注(2)第三文及び 34 の備考 1 を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	JIS K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	告示付表 8 に掲げる方法
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

(注) 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号に定める測定方法に関する付表は省略する。

※ 日本産業規格

○地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102の38.1.2 (JISK0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又はJIS K0102の38.1.2及び38.5に定める方法及び昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	JIS K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。(ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)
砒素	0.01mg/L以下	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	JIS K0102の34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及びの34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(注) 公共用水域告示及び平成9年3月環境庁告示第10号に定める測定方法に関する付表は省略する。

○人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知

最終改正 令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

【公共用水域】

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/ℓ以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	16	クロルニトロフェン (CNP)	-----*
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	17	トルエン	0.6mg/ℓ以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	18	キシレン	0.4mg/ℓ以下
5	イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
6	ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	20	ニッケル	-----*
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/ℓ以下	21	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
8	イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	22	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
10	クロタロニル (TPN)	0.05mg/ℓ以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
11	プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	25	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
12	E P N	0.006mg/ℓ以下	26	ウラン	0.002mg/ℓ以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/ℓ以下	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定) ※
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/ℓ以下			

【地下水】

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	14	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/ℓ以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	15	クロルニトロフェン (CNP)	-----*
3	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	16	トルエン	0.6mg/ℓ以下
4	イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	17	キシレン	0.4mg/ℓ以下
5	ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/ℓ以下	19	ニッケル	-----*
7	イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	20	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ以下	21	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
9	クロタロニル (TPN)	0.05mg/ℓ以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
10	プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	23	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
11	E P N	0.006mg/ℓ以下	24	ウラン	0.002mg/ℓ以下
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/ℓ以下	25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定) ※
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/ℓ以下			

※ (注) クロルニトロフェン (CNP) の指針値は、平成6年3月15日付環水管第43号で削除
ニッケルの指針値は、平成11年2月22日付け環水企第58号、環水管第49号で削除

※ (注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

○生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和7年2月14日環境省告示第5号)

1 河川
ア BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄 に掲げる物	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上		
測定方法		JIS K0102 の 12.1に定める 方法又はガラ ス電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	JIS K0102 の 21に定める 方法	告示付表9 に掲げる方 法	JIS K0102 の 32に定める方 法又は隔膜電 極を用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	告示付表10 に掲げる方 法	

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。））とする。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 4 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。（*）
 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 7 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(*）県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に掲げる方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

2 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）
ア COD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上		
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上		
測定方法		※1	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表 9 に 掲げる方法	※2	告示付表 10 に 掲げる方法	
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。（*1） 3 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。（*2） 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

※1 JIS K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
※2 JIS K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
(*1) 県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。
(*2) 県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

イ 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		JIS K0102 の 45.2、 45.3、45.4 又は 45.6 (45 の備考3を除く。)に定める方法	JIS K0102 の 46.3 (46 の備考9を除く。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	

エ 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		JIS K0102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値（河川及び湖沼）

（平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号）

（平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号）

項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.7 mg/L 以下	4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生物 B	3 mg/L 以下		生物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	3 mg/L 以下		生物特 B	0.003 mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.05 mg/L 以下	アニリン	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下		生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生物 B	0.08 mg/L 以下		生物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1 mg/L 以下	2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	1 mg/L 以下		生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生物 B	1 mg/L 以下		生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	1 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河川

ア BOD等

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
信 濃 川	信濃川上流 (1) (南佐久郡の湯川合流点より上流) (千曲川)	AA	イ	国 S47. 4. 6 (環告第 7 号)
	信濃川上流 (2) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで) (千曲川)	A	イ	"
	信濃川上流 (3) (大屋橋から県境まで) (千曲川)	A	ロ	"
	中津川上流 (穴藤ダムより上流)	AA	イ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
	犀 川 (1) (島々谷川合流点より上流)	AA	イ	県 S47. 6. 19 (県告第 378 号)
	犀 川 (2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	"
	犀 川 (3) (奈良井川合流点から下流)	A	ロ	"
	依田川 (全域)	A	イ	県 S50. 5. 22 (県告第 281 号)
	奈良井川 (1) (今村橋より上流)	A	イ	"
	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	A	ロ	"
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	A	ロ	県 S52. 12. 19 (県告第 670 号)
	高瀬川 (1) (農具川合流点より上流)	AA	イ	"
	高瀬川 (2) (農具川合流点より下流) (農具川を含む。)	A	イ	"
	裾花川 (全域)	A	イ	県 S54. 3. 29 (県告第 264 号)
	神 川 (全域)	A	イ	県 S55. 10. 9 (県告第 645 号)
	鳥居川 (全域)	A	イ	県 S57. 9. 30 (県告第 640 号)
	田 川 (全域)	A	ロ	県 S59. 2. 6 (県告第 115 号)
	湯 川 (全域)	A	イ	県 H6. 1. 24 (県告第 65 号)
	麻績川 (全域)	A	イ	"
	相木川 (全域) (南相木川を含む。)	AA	イ	県 H7. 2. 20 (県告第 128 号)
	樽 川 (全域)	A	イ	"
	鎖 川 (全域)	A	イ	"
	鹿曲川 (全域)	AA	ハ	県 H7. 12. 25 (県告第 951 号)
	浦野川 (全域) (産川を含む。)	A	ハ	"
	穂高川 (全域)	AA	ハ	県 H8. 12. 9 (県告第 864 号)

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
天 竜 川	天 竜 川 (1) (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点まで)	B	ロ	国 S47. 4. 6 (環告第 7 号)
	天 竜 川 (2) (三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで)	A	ロ	〃
	天 竜 川 (3) (宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで)	A	イ	〃
	天 竜 川 (4) (早木戸川合流点から鹿島橋まで)	AA	イ	〃
	小 渋 川 (全域)	AA	イ	県 S52. 3. 10 (県告第 130 号)
	松 川 (1) (妙琴橋より上流)	AA	イ	〃
	松 川 (2) (妙琴橋より下流)	A	ハ	〃
	三 峰 川 (全域)	A	イ	県 H6. 1. 24 (県告第 65 号)
	和知野川 (全域) (売木川を含む。)	AA	イ	〃
	阿 智 川 (黒川を含む。) (全域)	AA	イ	県 H7. 2. 20 (県告第 128 号)
	横 川 川 (全域)	AA	ハ	県 H7. 12. 25 (県告第 951 号)
	遠 山 川 (全域) (上村川を含む。)	AA	イ	県 H10. 2. 5 (県告第 60 号)
	諏 訪 湖	上 川 (全域)	A	イ
砥 川 (全域)		A	イ	〃
横 河 川 (全域)		A	イ	〃
天 竜 川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)		B	ロ	〃
宮 川 (全域)		A	ハ	県 S54. 3. 29 (県告第 264 号)
木 曾 川	木曾川上流 (落合ダムより上流)	AA	イ	国 S45. 9. 1 (閣議決定)
	王 滝 川 (全域) (西野川を含む。)	AA	イ	県 H10. 2. 5 (県告第 60 号)
矢 作 川	矢 作 川 (愛知県境より上流)	AA	イ	県 H8. 12. 9 (県告第 864 号)
姫 川	姫 川 (1) (姫川第 3 ダムより上流)	A	イ	県 S51. 4. 22 (県告第 262 号)
	姫 川 (2) (姫川第 3 ダムから新潟県境まで)	AA	イ	〃
富 士 川	富 士 川 (1) (塩川合流点より上流) (釜無川)	AA	イ	国 S48. 3. 31 (環告第 21 号)

イ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
信 濃 川	信濃川 (1) (長生橋より上流に限る)	生物A	イ	国 H22. 9. 24 (環告第 46 号)
	中津川 (群馬県境から新潟県境まで)	生物A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	犀川 (1) (島々谷川合流点より上流)	生物特A	イ*	〃
	犀川 (2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	生物A	イ	〃
	犀川 (3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	〃
	依田川 (全域)	生物A	イ	〃
	奈良井川 (1) (今村橋より上流)	生物特A	イ	〃
	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	生物A	イ	〃
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	生物A	イ	〃
	高瀬川 (1) (農具川合流点より上流)	生物A	イ	〃
	高瀬川 (2) (農具川合流点より下流)	生物A	イ	〃
	農具川 (全域)	生物特B	イ	〃
	裾花川 (全域)	生物特A	イ	〃
	神川 (全域)	生物A	イ	〃
	鳥居川 (全域)	生物A	イ	〃
	田川 (1) (水神橋より上流)	生物A	イ	〃
	田川 (2) (水神橋より下流)	生物B	イ	〃
	湯川 (全域)	生物特A	イ	〃
	麻績川 (全域)	生物特A	イ	〃
	相木川 (全域)	生物A	イ	〃
	南相木川 (全域)	生物特A	イ	〃
	樽川 (全域)	生物A	イ	〃
	鎖川 (全域)	生物A	イ	〃

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
信濃川	鹿曲川 (全域)	生物A	イ	〃
	浦野川 (全域)	生物A	イ	〃
	産川 (全域)	生物B	イ	〃
	穂高川 (全域)	生物A	イ	〃
天竜川	天竜川上流 (鹿島橋より上流に限る(岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで))	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)
	小渋川 (全域)	生物A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	松川 (全域)	生物A	イ	〃
	三峰川 (船形沢合流点より下流を除く。)	生物特A	イ	〃
	和知野川 (全域) (売木川を含む。)	生物A	イ	〃
	阿智川 (全域) (黒川を含む。)	生物A	イ	〃
	横川川 (全域)	生物特A	イ	〃
遠山川 (全域) (上村川を含む。)	生物A	イ	〃	
諏訪湖	上川 (全域)	生物A	イ	〃
	砥川 (全域)	生物A	イ	〃
	横河川 (全域)	生物A	イ	〃
	天竜川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)	生物B	イ	〃
	宮川 (全域)	生物A	イ	〃
木曾川	木曾川(1) (中濃大橋より上流に限る(味噌川ダム貯水池を除く。))	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)
	王滝川 (濁川合流点からウグイ川合流点の間を除く。)	生物特A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	西野川 (全域)	生物A	イ	〃
矢作川	矢作川 (愛知県境より上流)	生物A	イ	〃
姫川	姫川 (新潟県境より上流)	生物A	イ	〃
富士川	富士川上流 (笛吹川合流点より上流に限る)(釜無川)	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

※ (ただし、稲核ダムから島々谷川合流点までの区間は環境基準の全亜鉛の適用を除外する。)

2 湖 沼

ア COD等

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
諏訪湖 (全 域)	A	ハ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
白樺湖 (全 域)	A	ロ	〃
蓼科湖 (全 域)	A	イ	県 R5. 3. 30 (県告第 163 号)
猪名湖 (松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全 域)	A	イ	〃
女神湖 (全 域)	A	ハ	〃
みどり湖 (全 域)	A	ハ	〃
美鈴湖 (全 域)	A	ロ	〃
青木湖 (全 域)	AA	ハ	〃
中綱湖 (全 域)	A	イ	〃
木崎湖 (全 域)	A	イ	〃
丸 池 (琵琶池を含む) (全 域)	A	イ	〃
大座法師池 (全 域)	A	ハ	〃
野尻湖 (全 域)	A	イ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	A	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)

イ 窒素・燐

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日	備 考
諏訪湖 (全 域)	IV	ロ	県 R5. 3. 30 (県告第 164 号)	全窒素の項目の基 準値を除く。
青木湖 (全 域)	I	イ	〃	
中綱湖 (全 域)	II	イ	〃	
木崎湖 (全 域)	II	イ	〃	
野尻湖 (全 域)	I	ロ	〃	
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	II	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)	

ウ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水	域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
諏訪湖	(全域)	湖沼生物A	イ	県 H25. 2. 25 (県告第 72 号)
白樺湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
蓼科湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
猪名湖	(長湖及び大月湖を含む全域 (松原湖))	湖沼生物A	イ	〃
女神湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
みどり湖	(全域)	湖沼生物B	イ	〃
美鈴湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
青木湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
中綱湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
木崎湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
丸池	(琵琶池を含む全域)	湖沼生物A	イ	〃
大座法師池	(全域)	湖沼生物B	イ	〃
野尻湖(1) (野尻湖(2)を除く。)		湖沼生物A	イ	〃
野尻湖(2) (亀石の標柱と金山の標柱を結んだ線の北西側)		湖沼生物特B	イ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全域)		湖沼生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

エ 底層溶存酸素量

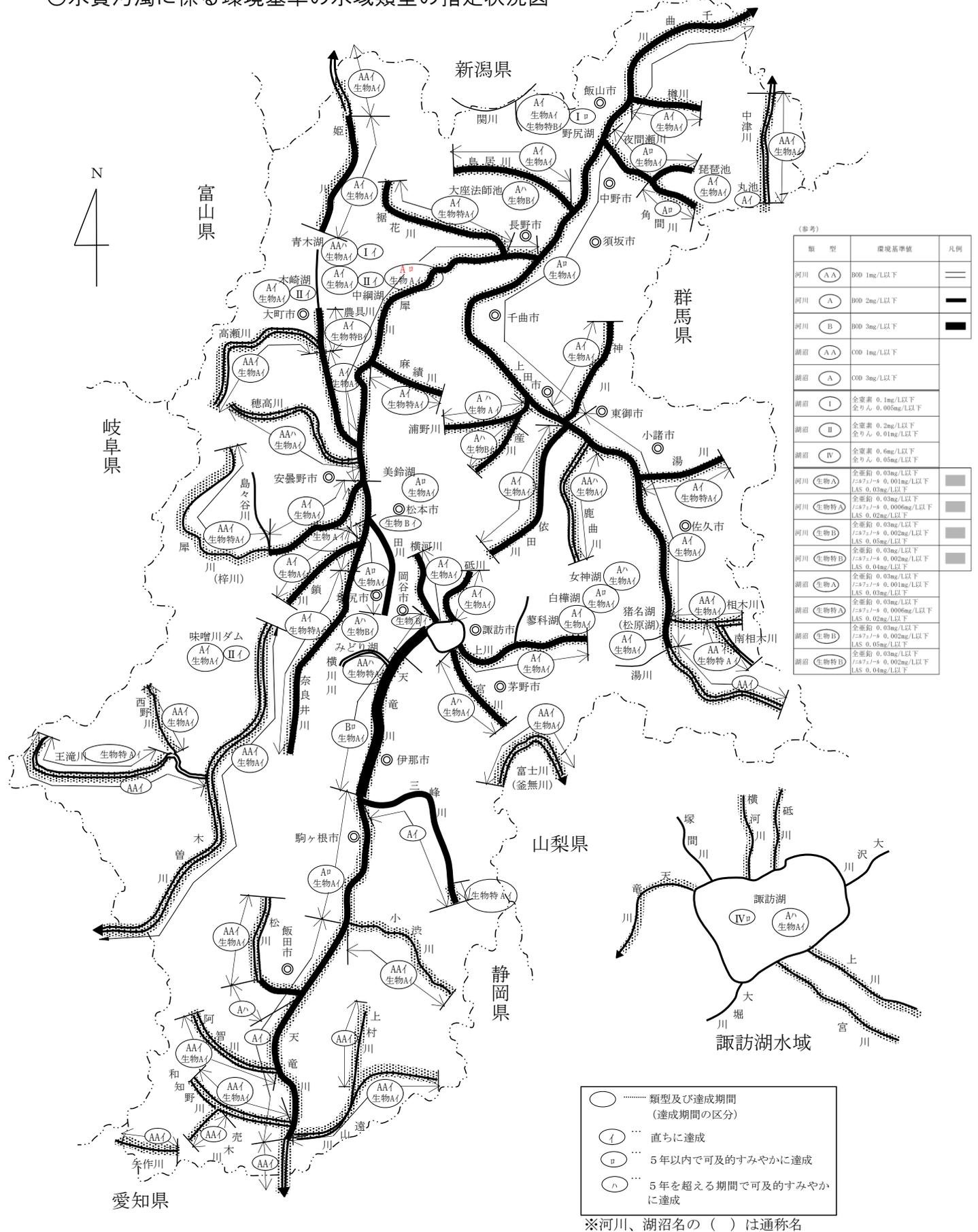
水系	水域	該当類型	指定の種類及び 年 月 日
天竜川水系の諏訪湖	諏訪湖沖合域 (別記1の水域)	生物2	県 R5. 3. 30 (県告第 165 号)
	諏訪湖沿岸域 (別記2の水域)	生物1	〃

(注) 別記1及び2に掲げる水域の範囲は、令和5年3月30日における行政区画その他の区域又は陸岸その他のものによって表示されたものとする。

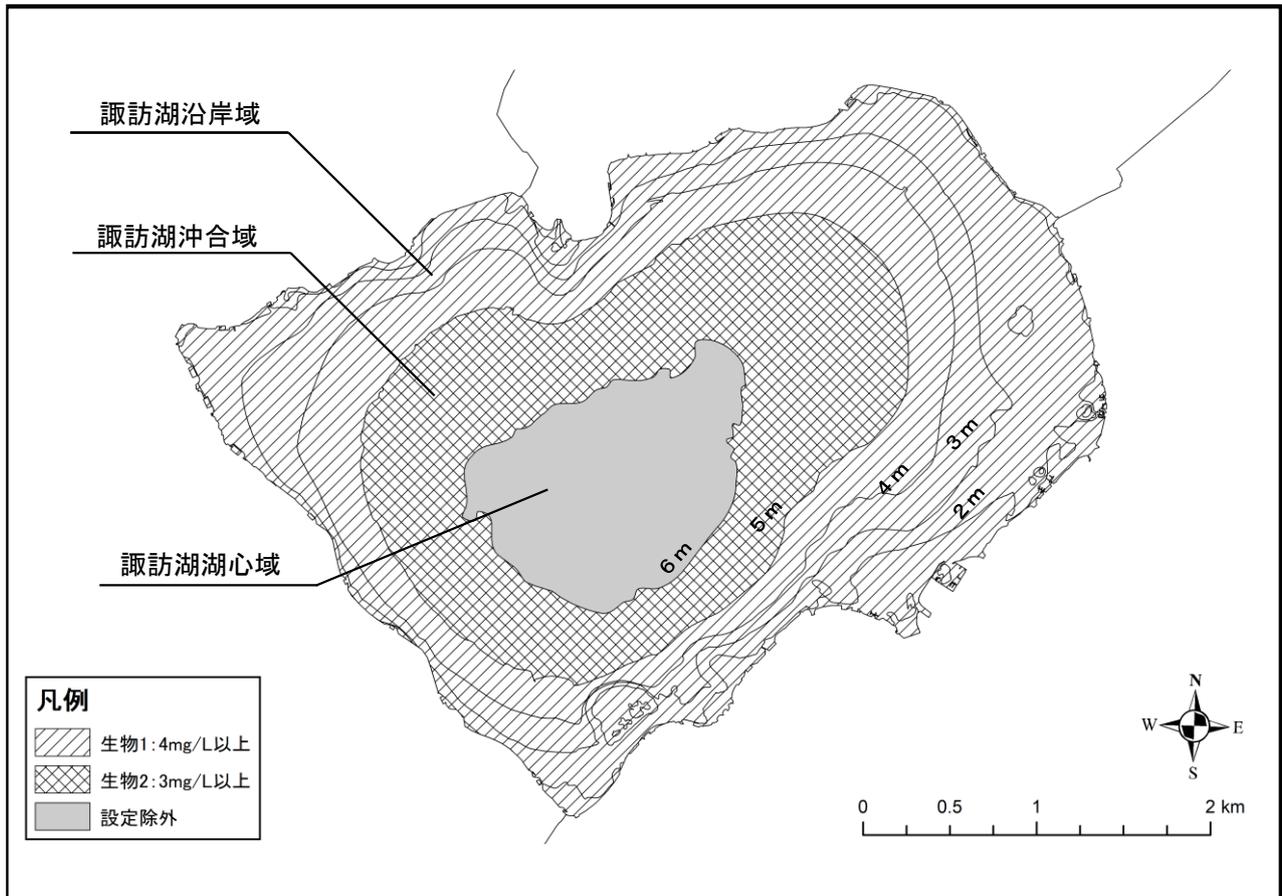
(別記) 1 上川河口左岸から北北西方1,710mの地点(北緯36度3分10秒、東経138度5分35秒)を含む水深5mの等深線で囲まれた水域(上川河口左岸から北西方1,800mの地点(北緯36度3分00秒、東経138度5分10秒)を含む水深6mの等深線で囲まれた水域(諏訪湖湖心域)を除く。)(諏訪湖沖合域)

2 陸岸に囲まれた水域(諏訪湖沖合域及び諏訪湖湖心域に係る部分を除く。)(諏訪湖沿岸域)

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図



○諏訪湖における底層溶存酸素量の類型指定状況図



大 気 関 係

○大気の汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号 最終改正 平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号)

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
備考	1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10µm 以下のものをいう。 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。									

○大気中炭化水素濃度の指針 (昭和 51 年 8 月 17 日環大企第 220 号)

物質	濃度の指針
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC (炭素量への換算値) までの範囲またはそれ以下であること。

○有害大気汚染物質等の指針値

物質	指針値	備考
アクリロニトリル	年平均値 2 µg/m ³ 以下	平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004 号
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 µg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04 µg Hg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025 µg Ni/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18 µg/m ³ 以下	平成 18 年 12 月 20 日 環水大総発第 061220001 号
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 µg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 µg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6 ng As/m ³ 以下	平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号 ^{※1} 、環水大総発第 101015004 号 ^{※1}
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14 µg Mn/m ³ 以下	平成 26 年 5 月 1 日 環水大総発第 1405011 号 ^{※2}
塩化メチル	年平均値 94 µg/m ³ 以下	令和 2 年 8 月 20 日 環水大総発第 2008201 号
アセトアルデヒド	年平均値 120 µg/m ³ 以下	

※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

※2 指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン（全マンガン）の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

○大気汚染防止法第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急時の措置の発令要件 (政令第 11 条別表第 5)

物質	一般緊急時	重大緊急時
硫黄酸化物	0.2ppm 以上	3 時間継続
	0.3 " "	2 " "
	0.5 " "	
	48 時間平均値が 0.15ppm 以上	
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³ 以上	2 時間継続
一酸化炭素	30ppm 以上	50ppm 以上
二酸化窒素	0.5ppm 以上	1 ppm 以上
オキシダント	0.12ppm 以上	0.4ppm 以上

(測定値はすべて 1 時間値)

○大気汚染防止法第 21 条に基づく要請基準 (昭和 46 年 6 月 23 日総・厚令 2 号)

自動車排ガスの種類	大気汚染濃度
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の 1 時間値の月間平均値が 100 万分の 10 とする。

騒 音 関 係

○騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

地域の類型	基 準 値		類型をあてはめる地域
	昼 間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 第 16 条第 2 項の規定により、市の区 域内については市長が、その他の区域 については県知事が類型ごとに指定 する地域
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(備考)

- 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考)

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。（ただし、指定地域が指定されている場合にのみ適用される特例であるため、もともと、A、B又はC地域に指定されていない場合は適用されない。）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(備考)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル
- 3 評価方法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

○騒音に係る環境基準の類型指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	A			A	A		B	B	B	B		C	C	C	C			長野市が告示
松本市	A	A		A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C			松本市が告示
上田市	A			A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	上田市が告示
岡谷市	A			A		A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	岡谷市が告示
飯田市	A			A			B	B	B			C	C	C	C*			飯田市が告示
諏訪市	A	A	A	A	A		B	B	B			C	C	C	C			諏訪市が告示
須坂市	A	A		A		A	B	B	B			C	C	C	C		C	須坂市が告示
小諸市	A			A		A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	小諸市が告示
伊那市	A			A	A		B	B	B			C	C	C	C			伊那市が告示
駒ヶ根市	A	A		A	A		B	B	B			C	C	C	C			駒ヶ根市が告示
中野市	A			A	A	A	B	B			B	C	C	C	C		C	中野市が告示
大町市	A	A		A	A		B	B	B			C	C	C	C			大町市が告示
飯山市	A			A			B					C	C	C				飯山市が告示
茅野市	A			A	A	A	B*	B	B		B	C	C	C*	C		B	茅野市が告示
塩尻市	A	A		A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C			塩尻市が告示
佐久市	A	A		A	A	A	B	B	B			C	C	C	C			佐久市が告示
千曲市	A			A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C			千曲市が告示
東御市	A	A		A	A	A	B	B	B			C	C	C	C			東御市が告示
安曇野市	A	A		A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	安曇野市が告示
軽井沢町	A						B				B	C						H11. 3. 25 県告示第 182 号 (施行日 : H11. 4. 1)
下諏訪町	A			A	A		B					C	C	C				
富士見町	A			A			B	B	B		B	C	C	C	C			
辰野町	A	A		A	A		B	B			B	C	C	C	C		C	
麻績村											B						C	H17. 10. 6 県告示第 442 号 (施行日 : H17. 10. 11)
筑北村											B						C	
小布施町	A	A		A	A		B		B		B	C		C				H11. 3. 25 県告示第 182 号 (施行日 : H11. 4. 1)
信濃町	A			A			B				B	C	C	C	C		C	

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- この表において、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域があることを表す。
- *は一部地域を除くことを表す
- 指定状況は令和 7 年 3 月 31 日現在

○航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(備考)

- I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とする。
- II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。
- 評価は、1 日 (午前 0 時から午後 12 時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、パワー平均を算出するものとする。
- 1 日ごとの L_{den} の算出式

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

注) i, j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1 秒) をいい、 T とは、観測 1 日の時間 (86,400 秒) をいう。

- 全測定日の L_{den} (\bar{L}_{den}) の算出式

$$\bar{L}_{den} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{deni}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 最終改正 平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(備考)

- I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。
- II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 測定は、原則として連続して通過する上下 20 本の列車について、最大騒音レベル ($L_{A,Smax}$) を読み取る。
- 評価は、3 の $L_{A,Smax}$ のうちレベルの大きい上位半数のものをパワー平均して行う。
- 最大騒音レベルの平均値 ($\bar{L}_{A,Smax}$) の算出式

$$\bar{L}_{A,Smax} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_{A,Smax,i}}{10}} \right)$$

(注) n とは、上位半数のデータ数をいい、 $L_{A,Smax,i}$ とは、上位半数のうちの i 番目の $L_{A,Smax}$ をいう。

○新幹線鉄道振動対策に係る指針 (昭和 51 年 3 月 12 日環大特 32 号)

- 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況

(平成6年2月17日県告示第130号、令和7年3月27日県告示第128号)

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	最終改正年月日
長野市	I	I		I	I	I	I	I	I	II	II	II	II		II	最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
上田市				I		I		I	I	II	II	II	II			最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
佐久市	I					I	I	I	I	II	II	II			II	最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
千曲市	I					I			I	II		II	II			最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
東御市									I							最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
軽井沢町	I					I			I	II						最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
御代田町	I					I			I			II			II	最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
中野市									I							最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
飯山市	I					I			I	II	II	II				最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
小布施町									I							最終改正 R7. 3. 27 県告示第 128 号
飯田市	I					I	I		I	II		II				R2. 11. 24 県告示第 582 号
喬木村									I							R2. 11. 24 県告示第 582 号
豊丘村									I							R2. 11. 24 県告示第 582 号

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。
- 指定状況は令和7年3月31日現在

土 壌 関 係

○土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第44号)

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農用地における基準	
カドミウム	0.003mg/L以下	産米中濃度 0.4mg/kg以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検出されないこと。		JIS K0102の38に定める方法(JIS K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検出されないこと。		昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又はJIS K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	0.01mg/L以下		JIS K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下		JIS K0102の65.2(JIS K0102の65.2.7を除く)に定める方法(ただし、JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあつては、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	土壌中濃度(田に限る。)15mg/kg未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下		昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。		昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。		昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅		土壌中濃度(田に限る。)125mg/kg未満	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下		JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下		平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農地における基準	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		シス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下		JIS K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L 以下		JIS K0102 の 34.1 (JIS K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、JISK0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は JIS K0102 の 34.1.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第 3 文及び 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下		JIS K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備 考			
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>			

ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類に関する環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	JIS K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等 (ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。)) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。</p>		

(参考) 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (2,3,7,8-TeCDD) の毒性への換算表

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 3 条)

種類	異性体	毒性等価係数
PCDDs (ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)	2,3,7,8-TeCDD	1
	1,2,3,7,8-PeCDD	1
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.1
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.1
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.01
	OCDD	0.0003
PCDFs (ポリ塩化ジベンゾフラン)	2,3,7,8-TeCDF	0.1
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.03
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.3
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.1
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.1
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.1
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.01
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.01
	OCDF	0.0003
コプラナーPCBs (コプラナーポリ塩化ビフェニル)	3,4,4',5'-TeCB	0.0003
	3,3',4,4'-TeCB	0.0001
	3,3',4,4',5'-PeCB	0.1
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	0.03
	2,3,3',4,4'-PeCB	0.00003
	2,3,4,4',5'-PeCB	0.00003
	2,3',4,4',5'-PeCB	0.00003
	2',3,4,4',5'-PeCB	0.00003
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	0.00003
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	0.00003
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	0.00003
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	0.00003

水 質 関 係

○水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準

1 有害物質に関する項目

(昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正 令和6年1月25日環境省令第4号)

項 目	許 容 限 度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
シアン化合物	1 "	
有機リン化合物 〔パラチオン、メチルパラチオン〕 〔メチルジメトン及びE P Nに限る〕	1 "	
鉛及びその化合物	0.1 "	
六価クロム化合物 ※	0.2 "	
砒素及びその化合物	0.1 "	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 "	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン	0.1 "	
テトラクロロエチレン	0.1 "	
ジクロロメタン	0.2 "	
四塩化炭素	0.02 "	
1,2-ジクロロエタン	0.04 "	
1,1-ジクロロエチレン	1 "	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 "	
1,1,1-トリクロロエタン	3 "	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 "	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 "	
チウラム	0.06 "	
シマジン	0.03 "	
チオベンカルブ	0.2 "	
ベンゼン	0.1 "	
セレン及びその化合物	0.1 "	
ほう素及びその化合物 ※	10 "	
ふっ素及びその化合物 ※	8 "	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100 (注2) "	
1,4-ジオキサン	0.5 "	

(注1) 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表第1に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。(通知：平成19年6月1日環水大発第070601001号)

(注2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物についての排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量による。

※暫定排水基準あり（別表第1）

2 生活環境に関する項目

項 目		許 容 限 度	備 考
pH		5.8～8.6	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
BOD		160 (日間平均 120) mg/L	2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
COD		160 (日間平均 120) mg/L	3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
SS		200 (日間平均 150) mg/L	4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油含有量	5	5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
	動植物油脂類含有量	30	
フェノール類含有量		5	6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
銅		3	7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
亜鉛		2	
溶解性鉄		10	
溶解性マンガン		10	
クロム		2	
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL	
窒素含有量		120 (日間平均 60) mg/L	
燐含有量		16 (" 8) mg/L	

(注1) 備考6及び7の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」とは、別表第2に掲げる湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域である。

(注2) 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表第3-1及び第3-2に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。(通知:平成18年11月10日環水管発第061110001号、平成20年9月30日環水大発第080930001号)

*1 暫定排水基準あり(別表第3-1)

*2 暫定排水基準あり(別表第3-2)

別表第1-1 有害物質に関する項目に係る暫定基準

(最終改正 令和6年1月25日環境省令第4号)

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	適用期間	
六価クロム化合物 (単位:六価クロムの量に関して、mg/L)	電気めっき業	0.5	令和9年3月31日まで	
	ほう素及びその化合物 (単位:ほう素の量に関して、mg/L)	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30	令和7年6月30日まで
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40		
	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100		
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和23年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受けており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間	
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300		
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500		
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に関して、mg/L)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12	令和7年6月30日まで	
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15		
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満であるものに限る。)	40		
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。))の施行の際(昭和49年12月1日施行)現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15	当分の間	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際(昭和49年12月1日施行)現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30		
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際(昭和49年12月1日施行)現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50		

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度	適用期間
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位:アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300	令和 7 年 6 月 30 日 まで
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
	貴金属製造・再生業	2,800	
備考			
<p>1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりそれら業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排出基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 ほう素及びその化合物の項中下水道事業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。</p> $\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$ <p>この式において、C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位：ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：1 日につき立方メートル）</p> <p>Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位：1 日につき立方メートル）</p>			

別表第2 窒素含有量及び燐含有量規制対象の湖沼及び海域

(令和5年2月28日環境省告示第3号)

項目	規制対象湖沼名	所在地	項目	規制対象湖沼名	所在地
窒素・燐規制対象湖沼	諏訪湖	岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	燐規制対象湖沼	菅平ダム貯水池（菅平湖）	上田市
	白樺湖	茅野市及び立科町		内村ダム貯水池	上田市
	裾花ダム貯水池	長野市		横川ダム貯水池	辰野町
	琵琶池	山ノ内町		箕輪ダム貯水池	箕輪町
	丸池	山ノ内町		片桐ダム貯水池	松川町
	奥裾花ダム貯水池	長野市		奈良井ダム貯水池	塩尻市
	七倉ダム貯水池	大町市		味噌川ダム貯水池	木祖村
	香沢湖	塩尻市		牧尾ダム貯水池（御岳湖）	木曾町及び王滝村
	美和ダム貯水池（美和湖）	伊那市		スズラン湖	麻績村
	金原ダム貯水池	東御市		奈川渡ダム	松本市
小渋ダム貯水池（小渋湖）	中川村、松川町及び大鹿村	野尻湖	信濃町		
三浦ダム貯水池（三浦貯水池）	王滝村	霊仙寺湖	飯綱町		
大沼池	山ノ内町	戸隠水源湖	長野市		
燐規制対象湖沼	大座法師池	長野市	燐規制対象海域	香坂ダム貯水池	佐久市
	美鈴湖	松本市		湯川ダム貯水池	御代田町
	沢山池	上田市		稲核ダム貯水池	松本市
	松川ダム貯水池	飯田市		北山ダム貯水池（かたくりの湖）	麻績村
	豊丘ダム貯水池	須坂市		小仁熊ダム貯水池	筑北村
	青木湖	大町市		[県外]	
	木崎湖	大町市		佐久間ダム貯水池（佐久間湖）	静岡県浜松市及び愛知県北設楽郡豊根村
	高瀬ダム貯水池	大町市		矢作ダム貯水池（奥矢作湖）	岐阜県恵那市及び愛知県豊田市
	中綱湖	大町市			
	大町ダム貯水池	大町市			
北竜湖	飯山市				
野々海池	飯山市及び栄村				
みどり湖	塩尻市				
古谷ダム貯水池	佐久市				
猪名湖（松原湖）	小海町				
白駒池	小海町及び佐久穂町				
女神湖	立科町				
			東京湾		
			伊勢湾		

(備考) 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼、海域の上流に存在する燐含有量についての排水基準に係る湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水についても、窒素含有量についての排水基準が適用される。(昭和60年6月26日環水規第135号、平成5年9月10日環水規第255号)

別表第3-1 亜鉛含有量に係る暫定基準（令和11年12月10日まで）

（最終改正 令和6年11月11日環境省令第29号）

項目	業種	許容限度 (mg/L)
亜鉛含有量	電気めっき業	4
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排水基準については、右欄に掲げるものを適用する。		

（備考早見）

国の基準と現行県条例の基準の県内工場・事業場への適用関係を整理すると以下のとおり。

は、県条例の基準が適用される。

1日当たりの排水量	500m ³ 以上		50m ³ 以上 500m ³ 未満		50m ³ 未満	
条例による区分	条例対象 12業種・施設	12業種・施設以外	条例非適用		条例対象 12業種・施設	12業種・施設以外
省令による区分	電気めっき業	電気めっき業以外	電気めっき業	電気めっき業以外		
許容限度 (mg/L)	3	2	4	2	5	規制なし
適用される基準	上乘せ排水基準	一律排水基準	暫定基準	一律排水基準	上乘せ排水基準	-

（注）条例対象の12業種・施設：41 ページ 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ排水基準 2 生活環境項目に関する項目

（1）水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る表中、亜鉛含有量の排水基準が定められているもの

別表第3-2 窒素含有量及びリン含有量に係る暫定基準（令和10年9月30日まで）

1 海域

（最終改正 令和5年9月29日環境省令第14号）

項目	業種	許容限度 (mg/L)
窒素含有量	天然ガス鉱業	160（日間平均 150）
	畜産農業（豚房を有するものに限る。）	130（日間平均 110）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100（日間平均 3,100）
	酸化コバルト製造業	200（日間平均 100）
リン含有量	畜産農業（豚房を有するものに限る。）	22（日間平均 18）
備考 1 24ページの備考1及び備考2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として24ページの備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限り適用する。 3 この表に掲げるリン含有量についての排水基準は、リンが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として24ページの備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（リンに係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限り適用する。 4 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、24ページ又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用される。この場合においては、24ページ又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。		

○水質汚濁防止法第12条の3に基づく特定地下浸透水の浸透の制限

(平成元年8月21日環境庁告示第39号 最終改正 令和6年2月5日環境省告示第4号)

有害物質を含む特定地下浸透水を地下浸透することが禁止されており、有害物質を含むものとしての要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、下表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L
シアン化合物	0.1 "
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン メチルジメトン及びE P Nに限る)	0.1 "
鉛及びその化合物	0.005 "
六価クロム化合物	0.01 "
砒素及びその化合物	0.005 "
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 "
アルキル水銀化合物	0.0005 "
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 "
トリクロロエチレン	0.002 "
テトラクロロエチレン	0.0005 "
ジクロロメタン	0.002 "
四塩化炭素	0.0002 "
1,2-ジクロロエタン	0.0004 "
1,1-ジクロロエチレン	0.002 "
1,2-ジクロロエチレン	シス体、トランス体ともに 0.004 "
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 "
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 "
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 "
チウラム	0.0006 "
シマジン	0.0003 "
チオベンカルブ	0.002 "
ベンゼン	0.001 "
セレン及びその化合物	0.002 "
ほう素及びその化合物	0.2 "
ふっ素及びその化合物	0.2 "
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物にあつては アンモニア性窒素 0.7 " 亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素 0.2 " 硝酸化合物にあつては硝酸性窒素 0.2 "
塩化ビニルモノマー	0.0002 "
1,4-ジオキサン	0.005 "

○排出水の汚染状態の測定等

(水質汚濁防止法第 14 条、水質汚濁防止法施行規則第 9 条)

水質汚濁防止法第 14 条第 1 項 (排出水の汚染状態の測定等)
 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

*環境省令で定める測定方法等

測定項目		測定頻度
排出水	当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設設置 (使用、変更) 届出書 別紙 4 により届け出たもの	1 年に 1 回以上
	旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量	3 年に 1 回以上
	その他のもの	必要に応じて
特定地下浸透水	有害物質のうち特定施設設置 (使用、変更) 届出書 別紙 9 により届け出たもの	1 年に 1 回以上
	その他のもの	必要に応じて

- ・測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
- ・測定の結果は、様式第 8 (省略) による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 107 条の登録を受けた者から様式第 8 の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合 (同法第 107 条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。) にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。
- ・測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書 (計量法第 107 条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。) とともに 3 年間保存すること。

○規制対象

特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項、施行令第1条、別表第1）

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 抗水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設

- ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒーの製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗淨施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗淨施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精錬機及び精錬そう
 - ホ シルケット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう

- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 削除
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設

- 27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設

- チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗淨施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、
静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗淨施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗淨施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供される施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のう
ち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留
施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設
 - オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
 - ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 - タ 廃ガス洗淨施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有し
ないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設

- ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 研磨洗淨施設
 - ロ 廃ガス洗淨施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗淨施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗淨施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

- イ 沈でん施設
- ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66 の 2 エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66 の 3 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゅう房施設
 - ロ 洗濯施設
 - ハ 入浴施設
- 66 の 4 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 6 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の 2 卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の 2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場

で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 焼入れ施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

（参考）

第 1 号 処理能力が 10m³/日を超える汚泥の脱水施設

第 3 号 処理能力が 5 m³/日を超える、200kg/時以上又は火格子面積が 2 m²以上の汚泥の焼却施設

第 4 号 処理能力が 10m³/日を超える廃油の油水分離施設

第 5 号 処理能力が 1 m³/日を超える、200kg/時以上又は火格子面積が 2 m²以上の廃油の焼却施設

第 6 号 処理能力が 50m³/日を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設

第 8 号 処理能力が 100kg/時を超える、又は火格子面積が 2 m²以上の廃プラスチック類の焼却施設

第 11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

第 12 号 廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設

第 12 号の 2 廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設

第 13 号 P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設又は分離施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

○水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準（良好な生活環境の保全に関する条例第16条別表第1）

1 有害物質に関する項目

区 分	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	適 用 水 域
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.5 mg/L	0.3 mg/L	0.003 mg/L	県の区域に属する公共用水域

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。
- 六価クロム化合物の適用基準は27ページを参照

2 生活環境に関する項目

(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量

号番号	区 分 業種別 項目 単 位	50m ³ /日未満のもの				500m ³ /日以上のもの			適 用 水 域
		pH	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム	
		—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
1-2	畜産農業 (1)豚房施設（豚房の総面積が250m ² 以上のものに限る。） (2)牛房施設（牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。）	5.8~8.6	—	—	—	—	—	—	県の区域に属する公共用水域
26	無機顔料	5.8~8.6	3	5	2	2	備考1	1	
27	その他の無機化学工業								
47	医薬品								
49	農薬								
52	皮革								
53	ガラス製品								
58	窯業原料								
61	鉄鋼								
62	非鉄金属								
63	金属製品機械器具								
65	酸・アルカリ表面処理								
66	電気めっき								
	諏訪湖水域において昭和48年6月24日以降において新たに設置されている施行令別表第1の1、1の2、11、12、18の2、18の3、19、20、21、21の2、21の3、21の4、22、23、23の2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51の2、51の3、54、55、56、57、59、60、63の2、64、64の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8、67、68、68の2、69の2、69の3、70、70の2、71、71の2、71の3、71の4、71の5、71の6、73又は74に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	—	—	—	—	—	—	1	白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域（東天竜取水堰（左岸上伊那郡辰野町大字平出1番口号の1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢377番の20）から下流の天竜川を除く。）

備考

- 亜鉛の適用基準は29ページを参照
- 諏訪湖水域における工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和48年6月24日以降において新たに設置された工場又は事業場（昭和48年6月23日において既に着工されていたものを除く。）に係る排出水について適用する。

(2) BOD (COD)、SS等

区 分	排 水 量	項 目 及 び 許 容 限 度					適用水域
		BOD (COD) (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌数 (CFU/mL)	
		最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均		
1	下記以外の業種*	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60	—
		50m ³ 以上	30	20	50	30	—
2	寒 天 製 造 業 清 酒 製 造 業	10m ³ 以上	60	40	90	60	—
3	畜 産 農 業 豚房の総面積が 250m ² 以上及び 牛房の総面積が 500m ² 以上のも のに限る。	10m ³ 未満	160	120	200	150	800
		10m ³ 以上 500m ³ 未満	160	120	85	70	800
		500m ³ 以上	30	20	50	30	—

備考

- 1 BOD (生物化学的酸素要求量)に係る上乘せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について、COD (化学的酸素要求量)に係る上乘せ排水基準は湖沼に排出される排水水について適用する。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

注1 下記以外の業種*

- ・ 施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし1の2に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。
- ・ 湖沼水質保全特別措置法施行令で湖沼特定施設とみなされるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

(3) 窒素、燐

上段の数字は最大値、下段()内の数字は日間平均値を示す。

号 番 号	業 種	区 分 項 目 単 位	既		設		新		設		設			
			20m ³ /日以上 50m ³ /日未		50m ³ /日以上 500m ³ /日未		500m ³ /日以上		20m ³ /日以上 50m ³ /日未		50m ³ /日以上 500m ³ /日未		500m ³ /日以上	
			窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐	窒素	燐
			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
2	畜産食品													
3	水産食品													
4	(天然寒天製造業を除く)													
5	保存食品													
6	みそ・しょう油													
7	小麦粉													
8	砂糖													
9	製あ													
10	米菓・こう													
11	飲料・肥料	30	6	20	5	15	4	20	4	15	3	10	2	
12	飼料・肥料	(15)	(3)	(10)	(2.5)	(7.5)	(2)	(10)	(2)	(7.5)	(1.5)	(5)	(1)	
13	動物油脂													
14	イースト													
15	でんぷん													
16	ぶどう糖													
17	めんどろ													
18	とうふ													
18-2	インスタントコーヒー													
18-2	冷凍調理食品													
3	天然寒天製造業	30	6	30	6	30	6	20	4	20	4	20	4	
		(15)	(3)	(15)	(3)	(15)	(3)	(10)	(2)	(10)	(2)	(10)	(2)	
63	金属製品製造業													
65	機械器具製造業	50	6	40	5	30	4	40	4	30	3	20	2	
66	酸アルカリ表面処理	(25)	(3)	(20)	(2.5)	(15)	(2)	(20)	(2)	(15)	(1.5)	(10)	(1)	
66	電気めっき													
66-3	旅館業													
66-4	共同調理場													
66-5	弁当仕出													
66-6	飲食店	40	6	35	5	30	4	30	5	25	4	20	3	
66-7	そば・うどん	(20)	(3)	(17.5)	(2.5)	(15)	(2)	(15)	(2.5)	(12.5)	(2)	(10)	(1.5)	
66-8	料亭・バー													
68-2	病院													
72	し尿処理													
	(し尿浄化槽を除く)	40	4	40	4	40	4	30	3	30	3	30	3	
73	下水道終末処理	(20)	(2)	(20)	(2)	(20)	(2)	(15)	(1.5)	(15)	(1.5)	(15)	(1.5)	
72	し尿浄化槽	50	6	50	6	50	6	40	4	40	4	40	4	
		(25)	(3)	(25)	(3)	(25)	(3)	(20)	(2)	(20)	(2)	(20)	(2)	
上記以外の施行令別表第1に掲げる特定施設			30	5	20	4	15	3	20	4	15	3	10	2
			(15)	(2.5)	(10)	(2)	(7.5)	(1.5)	(10)	(2)	(7.5)	(1.5)	(5)	(1)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。
- 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日以降において設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)をいう。
- 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(施行令別表第1の72、73、指定湖沼において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場に該当するものを除く。)を適用する。
- 一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設になった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。

(備考早見)

- 適用水域は白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域とする。ただし、窒素に係る排水基準は野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖水域には適用しない。
- この表のし尿処理施設に係る基準は、し尿処理施設(し尿浄化槽を含む。)のみを有する工場又は事業場に限り適用する。
- 兼業により異なる基準値が適用となる工場又は事業場には、最大の許容限度の基準値を適用する。

(既設、新設の区分)

水 域	既 設	新 設
白樺湖、蓼科湖、諏訪湖	平成6年6月30日以前	平成6年7月1日以降
野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖	平成9年9月30日以前	平成9年10月1日以降

○湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準（汚濁負荷量基準）

（COD 昭和63年2月12日 長野県告示第85号 最終改正 令和4年2月21日 長野県告示第72号）
 （窒素・燐 平成6年3月24日 長野県告示第280号 最終改正 平成29年1月16日 長野県告示第15号）

1 規制対象施設

湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場・事業場（湖沼特定事業場）で1日当たりの平均的な排水量が50m³以上のもの。

湖沼特定施設
<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（P.32～40 参照） ・湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該特定施設とみなされる次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> （イ）ちゅう房施設 （ロ）洗浄施設 （ハ）入浴施設 イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

2 規制対象地域

茅野市、下諏訪町の全部及び岡谷市、諏訪市、富士見町、立科町、原村の一部（湖沼水質保全特別措置法に基づく諏訪湖に係る指定地域）

3 規制基準（汚濁負荷量基準）

(1) COD

ア 新設事業場（昭和63年3月15日以降新たに設置される湖沼特定事業場）
 許容汚濁負荷量の算定式 $L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$

イ 既設事業場（昭和63年3月14日に既に設置されている湖沼特定事業場）
 許容汚濁負荷量の算定式 $L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0}\} \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、Q₀、a、b、a₀及びb₀はそれぞれ次を表す。

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

Q₀：昭和63年3月14日における排出水の量（単位：m³/日）

a、b、a₀、b₀：下表のとおり

工場又は事業場の種類		排水量区分 (日平均)	a	b	a ₀	b ₀
1	水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1（P32～40）の3に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業及び10に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち清酒製造業	50m ³ /日以上	71	0.96	68	0.97
2	施行令別表第1の1の2に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち畜産農業（豚房の総面積が250m ² 以上及び牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。）	50m ³ /日以上	189	0.96	181	0.97
		500m ³ /日未満				
		500m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97
3	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）の用に供する次に掲げる施設を有する事業場（病床数が120以上のもの） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97
4	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97
5	区分番号1から4に掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	35	0.96	34	0.97

ウ 下水道終末処理場

許容汚濁負荷量の算定式 $L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、C、Q及びdはそれぞれ次を表す。

L：排出が許容されている汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

C：排出水に適用される水質汚濁防止法に基づく排水基準（単位：mg/L）

d：下表のとおり

施設名	d
豊田終末処理場	0.50

(2) 窒素含有量、燐含有量

ア 新設事業場（平成6年7月1日以降新たに設置される湖沼特定事業場）

許容汚濁負荷量の算定式 $L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、a及びbはそれぞれ次を表す。

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

a、b：下表のとおり

工場又は事業場の種類		排出水量区分 (日平均)	a		b
			窒素含有量	燐含有量	
1	水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場（区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。）	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	20	4.0	0.93
		500m ³ /日以上	12	2.4	0.96
2	水産食料品製造業の用に供する次に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの (1) 水産動物原料処理施設 (2) 洗浄施設 (3) 脱水施設 (4) ろ過施設 (5) 湯煮施設	50m ³ /日以上	24	4.7	0.96
3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	40	4.0	0.93
		500m ³ /日以上	24	2.4	0.96
4	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7又は66の8に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	33	5.4	0.93
		500m ³ /日以上	24	3.5	0.96
5	病院の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	33	5.4	0.93
		500m ³ /日以上	24	3.5	0.96
6	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	35	3.5	0.96
7	し尿浄化槽を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	47	4.7	0.96
8	区分番号1から7までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	20	4.0	0.93
		500m ³ /日以上	12	2.4	0.96

備考：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なるaの値が定められているときは、aの最大となる区分（区分番号6又は7に該当するものを除く。）の欄のa及びbを適用する。

イ 既設事業場（平成6年6月30日に既に設置されている湖沼特定事業場）

$$\text{許容汚濁負荷量の算定式 } L = \{ a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0} \} \times 10^{-3}$$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、Q₀、a、b、a₀及びb₀はそれぞれ次を表す。

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排出水の量（単位：m³/日）

Q₀：平成6年6月30日における排出水の量（単位：m³/日）

a、b、a₀、b₀：下表のとおり

	工場又は事業場の種類	排出水量区分 (日平均)	a		b	a ₀		b ₀
			窒素	磷		窒素	磷	
1	水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場（区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。）	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	27	6.7	0.93	26	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	18	4.7	0.96	19	5.1	0.96
2	水産食料品製造業の用に供する次に掲げる施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの (1) 水産動物原料処理施設 (2) 洗浄施設 (3) 脱水施設 (4) ろ過施設 (5) 湯煮施設	50m ³ /日以上	35	7.1	0.96	35	7.1	0.96
3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	54	6.7	0.93	52	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
4	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7又は66の8に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	47	6.7	0.93	45	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
5	病院の用に供する次に掲げる施設を有する事業場（病床数が120以上のもの） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	47	6.7	0.93	45	6.5	0.94
		500m ³ /日以上	35	4.7	0.96	39	5.1	0.96
6	施行令別表第1の72に掲げるし尿処理施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	47	4.7	0.96	47	4.7	0.96
7	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上	59	7.1	0.96	59	7.1	0.96
8	区分番号1から7までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	27	5.4	0.93	26	5.2	0.94
		500m ³ /日以上	18	3.5	0.96	19	3.9	0.96

備考：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なるaの値が定められているときは、aの最大となる区分（区分番号6又は7に該当するものを除く。）の欄のa、b、a₀及びb₀を適用する。

ウ 下水道終末処理場

許容汚濁負荷量の算定式 $L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$

汚濁負荷量の算定式において、L、Q、C及びdはそれぞれ次を表す。

L：排出が許容されている汚濁負荷量（単位：kg/日）

Q：排水の量（単位：m³/日）

C：排水に適用される水質汚濁防止法に基づく排水基準（単位：mg/L）

d：下表のとおり

施設名	d	
	窒素	りん
豊田終末処理場	0.35	0.35

○湖沼水質保全特別措置法第14条に基づくみなし指定地域特定施設に係る排水基準

1 規制対象地域

湖沼水質保全特別措置法に基づく諏訪湖及び野尻湖に係る指定地域

2 排水基準（水質汚濁防止法第3条第3項、良好な生活環境の保全に関する条例第16条）

(1) BOD又はCOD、SS

工場又は事業場の種類	排水量	BOD又は COD (mg/L)	SS (mg/L)
病床数が120以上299以下の病院で、次に掲げる施設を有する事業場 (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	10m ³ /日以上 50m ³ /日未満	60 (40)	90 (60)
	50m ³ /日以上	30 (20)	50 (30)
建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	10m ³ /日以上 50m ³ /日未満	60 (40)	90 (60)
	50m ³ /日以上	30 (20)	50 (30)

上段の数字は最大値、下段の（ ）内の数字は日間平均値を示す。

(2) クロム（平成元年11月7日以降に設置された病院について適用）

工場又は事業場の種類	排水量	クロム (mg/L)
病床数が120以上299以下の病院で、次に掲げる施設を有する事業場 (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設	500m ³ /日以上	1

○湖沼水質保全特別措置法第 15 条に基づく指定施設及び基準、同法第 22 条に基づく準用指定施設及び基準

1 対象施設

区 分	規 制 対 象 施 設
指定施設	豚房施設 豚房の総面積 40m ² 以上 50m ² 未満の事業場
	牛房施設 牛房の総面積 160m ² 以上 200m ² 未満の事業場
	馬房施設 馬房の総面積 400m ² 以上 500m ² 未満の事業場
	こいの養殖施設 網いけすの総面積が 500m ² を超えるもの
準用指定施設	水質汚濁防止法施行令第 1 条別表第 1 の 1 の 2 に掲げる豚房施設（総面積 50m ² 以上）、牛房施設（総面積 200m ² 以上）、馬房施設（総面積 500m ² 以上）のうち同法又は条例による排水基準の適用を受けない施設

2 指定施設・準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準

（湖沼水質保全特別措置法第 19 条第 1 項、良好な生活環境の保全に関する条例第 28 条の 2）

(1) 豚房施設、牛房施設、馬房施設

ア 豚房、牛房及び馬房（以下この号において「豚房等」という。）並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造

（ア）豚房等の床は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

（イ）豚房等の内部は、汚物又は汚水の除去に支障をきたさないよう家畜の種類に応じ適切な広さと高さを有すること。

（ウ）豚房等に接する畜舎の通路等で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

（エ）豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造にすること。

（オ）汚物だめ及び汚水だめは、汚物又は汚水が地下浸透しない構造その他の汚物又は汚水の保管及び貯留に支障をきたさない構造にすること。

イ 汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理

（ア）汚物だめ及び汚水だめの汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物だめ及び汚水だめを適切に使用すること。

（イ）ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。

ウ ア又はイに掲げる措置を講ずることができない場合の措置

ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(2) こいの養殖施設

ア 飼料の投与

（ア）飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

（イ）溶存酸素の低下等による環境の悪化又は魚病によって摂餌力が低下した場合にあっては、飼料の投与を制限すること。

イ 死魚の除去

死魚は湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること。

○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準（平成9年10月1日以降）

（規則第4条 別表第1）特定施設

1	学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が160平方メートル以上500平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が120平方メートル以上360平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
3	飲食店（次項及び5の項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が140平方メートル以上420平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食として認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が210平方メートル以上630平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
6	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院に設置される施設であつて、次の各号に掲げるもの（病床数が、湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域にあつては50以上120未満、当該指定地域以外の地域にあつては50以上300未満の事業場に係るものに限る。） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設
7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300平方メートル以上800平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
9	舗装材料製造業の用に供する塵ガス洗浄施設（アスファルトプラントに係るものに限る。）

（規則第9条 別表第4）

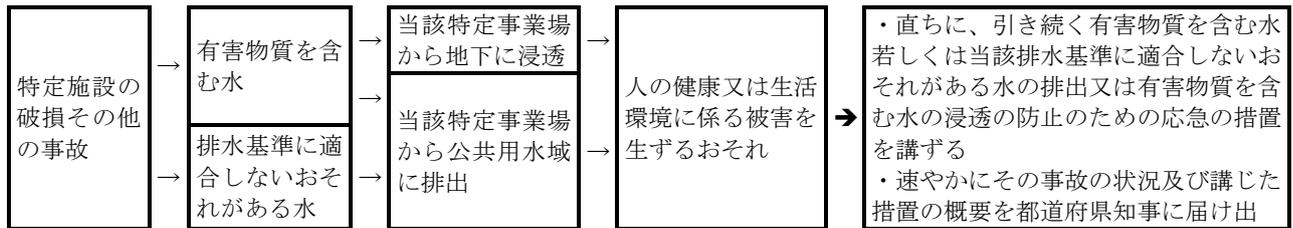
区 業 種	分 排 水 量	項 目 及 び 許 容 限 度 (mg/L)			
		pH	BOD (COD)	SS	n-ヘキサン
共 同 調 理 場 弁 当 仕 出 屋 飲 食 店 等	50m ³ 以上	—	30 (20)	50 (30)	—
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60 (40)	90 (60)	—
病 院 地 方 卸 売 市 場	50m ³ 以上	5.8～8.6	30 (20)	50 (30)	—
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60 (40)	90 (60)	—
自 動 車 特 定 整 備 事 業 舗 装 材 料 製 造 業	50m ³ 以上	5.8～8.6	30 (20)	50 (30)	5
	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60 (40)	90 (60)	—

備 考

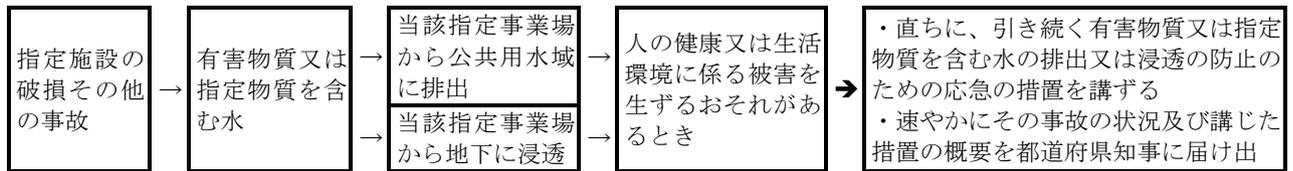
- 1 この表の基準は、県区域全体に適用する。
- 2 上段の数字は最大値、下段（ ）内の数字は日間平均値を示す。
- 3 排水量の区分は1日当たりの平均的な排水量による。
- 4 排水量10m³以上の事業場に基準を適用する。
- 5 BODについての上乗せ排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての上乗せ排水基準は、湖沼に排出される排出水に限って適用する。

○事故時の措置（水質汚濁防止法第14条の2）

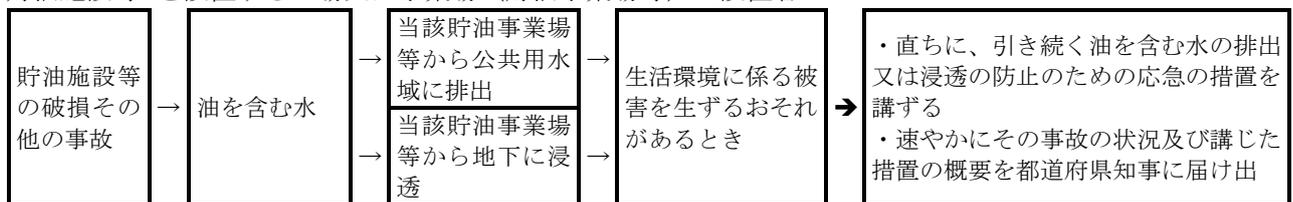
・特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）の設置者



・指定施設*を設置する工場又は事業場（指定事業場）の設置者



・貯油施設等*を設置する工場又は事業場（貯油事業場等）の設置者



※指定施設：有害物質*を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質*を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

*有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）

(1) カドミウム及びその化合物	(9) トリクロロエチレン	(20) シマジン
(2) シアン化合物	(10) テトラクロロエチレン	(21) チオベンカルブ
(3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	(11) ジクロロメタン	(22) ベンゼン
(4) 鉛及びその化合物	(12) 四塩化炭素	(23) セレン及びその化合物
(5) 六価クロム化合物	(13) 1,2-ジクロロエタン	(24) ほう素及びその化合物
(6) 砒素及びその化合物	(14) 1,1-ジクロロエチレン	(25) ふっ素及びその化合物
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(15) 1,2-ジクロロエチレン	(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(8) ポリ塩化ビフェニル	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	(27) 塩化ビニルモノマー
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	(28) 1,4-ジオキサン
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	
	(19) チウラム	

*指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3）

(1) ホルムアルデヒド	(18) クロルスルホン酸	(35) イソプロチオラン	(49) 臭素酸及びその塩
(2) ヒドラジン	(19) 塩化チオニル	(36) ダイアジノン	(50) クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
(3) ヒドロキシルアミン	(20) クロロホルム	(37) イソキサチオン	(51) マンガン及びその化合物
(4) 過酸化水素	(21) 硫酸ジメチル	(38) クロロニトロフェン（CNP）	(52) 鉄及びその化合物
(5) 塩化水素	(22) クロルピクリン	(39) クロルピリホス	(53) 銅及びその化合物
(6) 水酸化ナトリウム	(23) ジクロルボス（DDVP）	(40) フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	(54) 亜鉛及びその化合物
(7) アクリロニトリル	(24) オキシデプロホス（ESP）	(41) アラニカルブ	(55) フェノール類及びその塩類
(8) 水酸化カリウム	(25) トルエン	(42) クロルデン	(56) ヘキサメチレンテトラミン
(9) アクリルアミド	(26) エピクロロヒドリン	(43) 臭素	(57) アニリン
(10) アクリル酸	(27) スチレン	(44) アルミニウム及びその化合物	(58) ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
(11) 次亜塩素酸ナトリウム	(28) キシレン	(45) ニッケル及びその化合物	(59) ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
(12) 二硫化炭素	(29) p-ジクロロベンゼン	(46) モリブデン及びその化合物	(60) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
(13) 酢酸エチル	(30) フェノブカルブ（BPMC）	(47) アンチモン及びその化合物	
(14) MTBE	(31) プロピザミド	(48) 塩素酸及びその塩	
(15) 硫酸	(32) クロロタロニル（TPN）		
(16) ホスゲン	(33) フェニトロチオン（MEP）		
(17) 1,2-ジクロロプロパン	(34) イプロベンホス（IBP）		

※貯油施設等：重油その他の政令で定める油*を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるもの*

*政令で定める油（水質汚濁防止法施行令第3条の4）

(1) 原油	(4) 軽油	(6) 揮発油
(2) 重油	(5) 灯油	(7) 動植物油
(3) 潤滑油		

*政令で定める施設（水質汚濁防止法施行令第3条の5）

上記の油を貯蔵する貯油施設	上記の油を含む水を処理する油水分離施設
---------------	---------------------

○有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法（水質汚濁防止法第12条の4）

A基準：新設の施設（平成24年6月1日以降に設置）に適用される基準

B基準：既設の施設（平成24年5月31日以前に設置）に適用される基準

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法		
	基準	区分	内容	項目	頻度	
床面及び周囲	A	1	イ 床面は、コンクリート等の不透水性を有する材料による構造であること 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること ロ 防液堤等が設置されていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
		3	床の下の構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの	床の下への漏えいの有無	1月1回以上	
	B	1	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイに適合しない場合	イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に設置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上
		2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合		
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)				①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	
				(床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 *目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合	①1年1回以上 ②1月1回以上 *方法に応じた頻度	
配管等 (地上配管)	A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	
		2	漏えいが目視で容易に確認できるように床面から離して設置されていること			
	B	1	漏えいが目視で容易に確認できるように設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①6月1回以上 ②6月1回以上	
配管等 (地下配管)	A	1	(配管等をトレンチ内に設置している場合) イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透水性材質によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチ内の側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上	
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)	配管等の内部の気体の圧力又は水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 *消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 **配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流動変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 *3年1回以上 **3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回 (又は有害物質の濃度測定を3月1回)	
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	(配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 配管等からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度	
				措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
	B	1	トレンチ中に設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチ内の側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上	
		2	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流動変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えいの有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上	
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法		
	基準	区分	内容	項目	頻度	
排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないこと ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 *排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 *3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上	
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②排水溝等から地下への浸透の有無	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上	
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 *消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流動変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合 (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無	1年1回以上 *3年1回以上 **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)	
			2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
		B	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
			2	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設の内部にコーティングが行われていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度
	B	3	2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること			
		4	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
	有害物質使用特定施設等に係る使用の方法	A・B共通	1	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を含めた管理要領が明確に定められていること	管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上

大 気 関 係

○大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧（政令第2条別表第1）

政 令 項 番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模	規 制 項 目		
			硫 黄 酸 化 物	ばいじん	有害物質
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。※	○	○	NO _x
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間あたり1t以上であること。	○	○	NO _x
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。	○	○	NO _x
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x C d F HF S i F ₄ P b
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。	○	○	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x HC l
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	○	○	NO _x C d P b
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。	○		C d
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		C l HC l
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		○		C l HC l
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。	○	○	NO _x C l HC l

政令 項番号	ばい煙発生施設	規 模	規 制 項 目		
			硫黄 酸化物	ばいじん	有害物質
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		C l H C l
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。	○	○	NO _x F HF S i F ₄
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x F HF S i F ₄
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。	○		F HF S i F ₄
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x F HF S i F ₄
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。	○	○	NO _x P b
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	○	○	NO _x P b
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	○	○	NO _x P b
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。	○		NO _x
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。	○	○	NO _x
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当	○	○	NO _x
30	ディーゼル機関	たり50L以上であること。	○	○	NO _x
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当	○	○	NO _x
32	ガソリン機関	たり35L以上であること。	○	○	NO _x

※ 政令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満のボイラーを「小型ボイラー」という。

○大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準

1 硫黄酸化物の排出基準（規則第3条）

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2 \quad (K=17.5 \text{ ただし長野市*、松本市*、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町については} 14.5)$$

*昭和51年9月1日における行政区画その他区域又は道路によって表示されたものとする。

$H e$ は次式により算出する。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} \quad (\text{運動量による上昇})$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \times (2.30 \log J + (1/J) - 1) \quad (\text{浮力による上昇})$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left[1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right] + 1 \quad (\text{係数})$$

q : 硫黄酸化物の量
(単位: 0°C 1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$H e$: 補正された排出口の高さ
(単位: メートル)

$H o$: 排出口の実高さ
(単位: メートル)

Q : 温度15度における排出ガス量
(単位: 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度
(単位: メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度
(単位: 絶対温度)

- 備考 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。
- 2 ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については当分の間適用しない。
- 3 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関（非常用施設を除く。以下同じ。）のうち 0°C 1気圧の状態に換算した最大排出ガス量が1万 m^3/h 未満のものについては、当分の間適用しない。

(参考) 液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法（概算）

$$q (\text{m}^3/\text{h}) = \text{定格燃料使用量 (L/h)} \times \text{比重} \times (\text{燃料中のいおう含有}\% / 100) \times 0.7$$

2 ばいじんの排出基準（規則第4条、別表第2）

令別表 第1の 項番号	番 号	ばい煙発生施設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h 注1	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³ 注2	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³ 注2	O n (%)
1 注3	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	4 以上	0.05	5	0.05	5
			4 未満	0.10		0.10	
	2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20 以上	当分の間 0.07 とする	4	0.05	4
			4～20	当分の間 0.18 とする		0.15	
			1～4	0.25		0.25	
			1 未満	0.30		4 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	
	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20 以上	当分の間 0.20 とする	O s	0.15	O s
			4～20	当分の間 0.35 とする		0.25	
4 未満			当分の間 0.35 とする	0.30			
4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（次号に掲げるものを除く。）	20 以上	当分の間 0.15 とする	6	0.10	6	
		4～20	当分の間 0.25 とする		0.20		
		4 未満	当分の間 0.35 とする		0.30		
5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	—	当分の間 0.30 とする	4	0.20	4	
6	ボイラーのうち前5項に掲げる以外のもの	4 以上	0.30	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.30	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	
		4 未満	当分の間 0.40 とする		0.30		
附	ボイラーのうち石炭（1kg 当たりの発熱量 20,930.25 キロジュール以下のものに限る。）を燃焼させるもの	—	当分の間 0.70 とする	当分の間適用 を猶予する	—	—	
2	7	ガス発生炉	—	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	—	0.10	7	0.10	7
3	9	焙焼炉	4 以上	0.10	O s	0.10	O s
			4 未満	0.15		0.15	
	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの	—	0.20	O s	0.20	O s
	11	焼結炉のうち前項に掲げる以外のもの	—	0.15	O s	0.15	O s
	12	煅焼炉	4 以上	当分の間 0.25 とする	O s	0.20	O s
4 未満			当分の間 0.30 とする	0.25			
4	13	溶鋳炉のうち高炉	—	0.05	O s	0.05	O s
	14	溶鋳炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.15	O s	0.15	O s
	15	転炉	—	0.10 燃焼型のものは当分の間 0.13 とする	O s	0.10	O s
	16	平炉	4 以上	0.10	O s	0.10	O s
4 未満			0.20	0.20			

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
5	17	溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.20 アルミニウム 地金若しくは 合金の製造又 はアルミニウ ムの再生の用 に供する反射 炉は当分の間 0.30 とする	O s	0.10 0.20	O s
6	18	金属加熱炉	4 以上 4 未満	当分の間 0.15 とする 当分の間 0.25 とする	11 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.10 0.20	11 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)
7	19	石油加熱炉	4 以上 4 未満	0.10 0.15 潤滑油の製造 の用に供する 排出ガス量 1 万 m ³ /h 未満 のものは当分 の間 0.18 と する	6	0.10 0.15	6
8	20	触媒再生塔	—	当分の間 0.30 とする	6	0.20	6
8 の 2	21	燃烧炉	—	0.10	8	0.10	8
9	22	焼成炉（石灰焼成炉に限る。） のうち土中釜	—	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉（石灰焼成炉に限る。） のうち前項に掲げるもの以外 のもの	—	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメントの製造 の用に供するもの	—	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は 耐火物原料の製造の用に供す るもの	4 以上 4 未満	0.10 0.20	18	0.10 0.20	18
	26	焼成炉のうち前 4 項に掲げる もの以外のもの	4 以上 4 未満	0.15 0.25	15 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.15 0.25	15 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)
	27	溶解炉のうち板ガラス又はガ ラス繊維製品（ガラス繊維を 含む。）の製造の用に供するも の	4 以上 4 未満	0.10 0.15	15	0.10 0.15	15
	28	熔融炉のうち光学ガラス、電 気ガラス又はフリットの製造 の用に供するもの	4 以上 4 未満	0.10 当分の間 0.30 とする	16	0.10 0.15	16
29	熔融炉のうち前 2 項に掲げる もの以外のもの	4 以上 4 未満	0.10 0.20	15	0.10 0.20	15	
10	30	反応炉及び直火炉	4 以上 4 未満	0.15 0.20 活性炭の製造 の用に供する 排出ガス量 1 万 m ³ /h 未満 の反応炉は当 分の間 0.30 とする	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.15 0.20	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
11	31	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50 排出ガス量2 万 m ³ /h 未満 のものは当分 の間 0.60 と する	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る	0.50	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る
	32	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上 4 未満	0.15 当分の間排出 ガス量 1 万 m ³ /h 以上は 0.30、1 万 m ³ /h 未満は 0.35とする	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る	0.15 0.20	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る
12	33	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る）の製造の用に供するもの	—	0.20	O s	0.20	O s
	34	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る）及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	O s	0.15	O s
	35	電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	—	0.10	O s	0.10	O s
13	36	別 掲					
	37	削 除					
14	38	焙焼炉	4 以上	0.10	O s	0.10	O s
			4 未満	0.15		0.15	
	39	焼結炉	—	0.15	O s	0.15	O s
	40	溶鋳炉	—	0.15	O s	0.15	O s
	41	転炉	—	0.15	O s	0.15	O s
	42	溶解炉	4 以上	0.15	O s	0.10	O s
			4 未満	0.20 排出ガス量1 万 m ³ /h 未満 のものは当分 の間 0.30 と する		0.20	
43	乾燥炉	4 以上	0.15 気流搬送型の ものは当分 の間 0.18 とす る	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る	0.15	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る	
		4 未満	当分の間 0.30とする		0.20		
18	44	反応炉	—	0.30	6	0.30	6
20	45	電解炉	—	0.05	O s	0.05	O s
21	46	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
	47	溶解炉	—	0.20	O s	0.20	O s
23	48	乾燥炉	—	0.10	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る	0.10	16 直接熱風乾燥 炉はO sとす る
			49	焼成炉		—	
24	50	溶解炉	4 以上	0.10	O s	0.10	O s
			4 未満	0.20		0.20	
25	51	溶解炉	4 以上	0.10	O s	0.10	O s
			4 未満	0.20		0.15	

令別表 第1の 項番号	番 号	ばい煙発生施設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
26	52	溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.15	O s	0.10 0.15	O s
	53	反射炉	—	0.10	O s	0.10	O s
	54	反応炉（硝酸鉛の製造の用に 供するものを除く。）	—	0.05	6 鉛酸化物の製 造の用に供す るものはO s とする	0.05	6 鉛酸化物の製 造の用に供す るものはO s とする
28	55	コークス炉	—	0.15	7	0.15	7
29 注4	56	ガスタービン	—	0.05	16	0.05	16
30 注4	57	ディーゼル機関	—	0.10	13	0.10	13
31 注5	58	ガス機関	—	0.05	0	0.05	0
32 注5	59	ガソリン機関	—	0.05	0	0.05	0

注1) 排出ガス量は、0℃1気圧の状態（以下本書において「標準状態」とする。）に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注2) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中におけるばいじんの量とする。

注3) 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

2 小型ボイラーで昭和60年9月10日から平成2年9月9日の間に設置されたものは当分の間0.5g/m³とする。

3 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

4 上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。

注4) 1 ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

2 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。

注5) ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

(別掲)

令別表 第1の 項番号	番 号	ばい煙発生施設	規 模 (処理能力) t/h	平成 10 年 6 月 30 日以前に 設置されたもの		平成 10 年 7 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
13	36	廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	12	0.04	12
			2 以上 4 未満	0.15		0.08	
			2 未満	0.25		0.15	

備 考

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設はC=C s）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O n}{21 - O s} \cdot C s$$

この式においてC、O n、O s及びC sはそれぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじん量（単位：グラム）

O n 表中のO n欄の値（単位：百分率）

O s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位：百分率）

C s JIS Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位：グラム）

2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

3 有害物質の排出基準（規則第5条 別表第3）

番号	有害物質	ば い 煙 発 生 施 設	排出基準 mg/m ³
1	カドミウム及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10
		令別表第1の20の項に掲げる電気炉	1.0(3.0)
		令別表第1の21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鋇炉	30

注) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における有害物質の量とする。

備 考

- この表の第4欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、1及び5の項に掲げるものにあつてはJIS Z8808に定める方法により採取し、JIS K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつてはJIS K0106に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつてはJIS K0107に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつてはJIS K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

- この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位：ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位：百分率）

C_s JIS K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位：ミリグラム）

- 第4欄の（ ）内の数値は、有害物質が電気炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

4 有害物質の排出基準（窒素酸化物）（規則第5条 別表第3の2）

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類 注1	規模 (排出ガス量) 万m ³ /h 注2	設置年月日と排出基準 (cm ³ /m ³) 注3							備 考	
				~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~		
1 注4	①	ガス専焼ボ イラー	50以上	130	130	100	60	60	60	60	O n = 5	
			10~50	130	130	100	100	100	100	100		
			4~10	130	130	130	100	100	100	100		
			1~4	150	150	130	130	130	130	130		
			1未満	150	150	150	150	150	150	150		
	②	固体燃料ボ イラー (石炭燃料 ボイラー を含む)	70以上	400	300	300	300	300	300	300	O n = 6 ※1 石炭燃焼用 の散布式ス トーカー型 のものは320 ※2 S59.9.9ま でに設置さ れた流動層 燃焼方式の ものは360 ※3 石炭燃焼・ 流動層燃焼 方式のものは 380 ※4 石炭燃焼・ 流動層燃焼 方式のものは 390	
			50~70	420	300	300	300	300	300	300		250
			20~50	420	350	300	300	300	300	300		250
			10~20	450	350	300	300	300	300	300		250
			4~10	450	350	300	300	300	300	300※1		250※1
			1~4	450	380	350	350	350※3	350※2	350		350
	0.5~1	450	380	350	350	350※4	350※2	350	350			
	0.5未満	480	480	480	380	380	350※2	350	350			
	③	排脱付液体 燃焼ボイラ ー (原油ター ル燃焼)	50~100	210	180	150	130	130	130	130	O n = 4 ※1 S52.6.18~ S52.9.9設置の ものは280	
10~50			210	180	150	150	150	150	150			
4~10			280	180	150	150	150	150	150			
1~4			280	280	150	150	150	150	150			
1未満			280	280	280	180※1	180	180	180			
④	液体燃焼ボ イラー (原油ター ル燃焼で ③以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130	※2 S52.6.18~ S52.9.9設置の ものは250		
		10~50	190	180	150	150	150	150	150			
		4~10	250	180	150	150	150	150	150			
		1~4	250	250	150	150	150	150	150			
		1未満	250	250	250	180※2	180	180	180			
⑤	排脱付液体 燃焼ボイラ ー (原油ター ル以外)	50~100	210	180	150	130	130	130	130	S52.9.10以 前に設置さ れた排出ガ ス量が0.5 m ³ /h未満の 過負荷燃焼 型を除く。		
		10~50	210	180	150	150	150	150	150			
		4~10	210	180	150	150	150	150	150			
		1~4	250	250	150	150	150	150	150			
⑥	液体燃焼ボ イラー (③~⑤以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130			
		10~50	190	180	150	150	150	150	150			
		4~10	190	180	150	150	150	150	150			
		1~4	230	230	150	150	150	150	150			
⑦	固体燃焼小 型ボイラー								350※	O n = 6 ※S60.9.10以降 設置の施設に 適用		
⑧	液体燃焼小 型ボイラー								※1 300	※2 260	O n = 4 ※1 S60.9.10~ H2.9.9設置の 施設に適用 ※2 H2.9.10以 降設置の施 設に適用	
2	①	ガス発生炉・ 加熱炉		170	170	170	170	150	150	150	O n = 7	
	②	水素ガス製 造用ガス発 生炉 (天井バーナ ー燃焼方式 のもの)		360	360	360	360	150	150	150		
3	①	ペレット焼成 炉(ガス燃焼)	1以上	540	540	540	220	220	220	220	O n = 15	
			1未満	540	540	540	540	220	220	220		
	②	焼結炉 (①以外の ペレット 焼成炉)	1以上	300	300	300	220	220	220	220		
			1未満	300	300	300	300	220	220	220		
③	焼結炉 (①、②以外)	10以上	260	260	260	220	220	220	220			
		1~10	270	270	270	220	220	220	220			
④	アルミナ製 造用煨焼炉	1以上	350	350	350	200	200	200	200	O n = 10		
		1未満	350	350	350	350	200	200	200			

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規模 (排出ガス量) 万m ³ /h	設置年月日と排出基準 (cm ³ /m ³)							備 考	
				~	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S62. 4. 1		
				S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S62. 3. 31	~		
3	⑤	煅焼炉 (④以外)		200	200	200	200	200	200	200		
	⑥	焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	O n = 14	
4		溶鋳炉		120	120	120	120	100	100	100	O n = 15	
5		金属溶解炉 ※		200	200	200	200	180	180	180	O n = 12 ※キュボラは 適用除外	
6	①	金属加熱炉 (ラジアン トチュー ブ型)	10 以上	200	200	100	100	100	100	100	O n = 11	
			1 ~ 10	200	200	150	150	150	150	150		
			0.5 ~ 1	200	200	200	150	150	150	150		
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
	②	金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	10 以上			100	100	100	100	100		
			1 ~ 10			180	180	180	180	180		
			0.5 ~ 1			150	150	150	150	150		
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10 以上	160	160	100	100	100	100	100		
			1 ~ 10	170	170	150	130	130	130	130		
0.5 ~ 1			170	170	170	150	150	150	150			
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
7	①	排脱付石油 加熱炉	4 以上	170	170	100	100	100	100	100	O n = 6	
			1 ~ 4	180	170	150	130	130	130	130		
			0.5 ~ 1	190	190	190	150	150	150	150		
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
	②	エチレン分 解炉	4 以上	170	170	100	100	100	100	100		
			1 ~ 4	180	180	150	130	130	130	130		
			0.5 ~ 1	180	180	180	150	150	150	150		
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
	③	エチレン分 解炉 (炉床式バ ーナー)	4 以上	170	170	100	100	100	100	100		
			1 ~ 4	280	280	150	130	130	130	130		
			0.5 ~ 1	180	180	180	150	150	150	150		
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
	④	エチレン独 立加熱炉	10 以上	170	100	100	100	100	100	100		
			4 ~ 10	180	180	100	100	100	100	100		
			1 ~ 4	180	180	150	130	130	130	130		
			0.5 ~ 1	180	180	180	150	150	150	150		
				0.5 未満	200	200	200	180	180	180		180
	⑤	エチレン独立 加熱炉、メタ ノール改質炉 (空気予熱 器付)	10 以上	170	170	100	100	100	100	100		
			4 ~ 10	430	430	100	100	100	100	100		
			1 ~ 4	180	180	150	130	130	130	130		
			0.5 ~ 1	180	180	180	150	150	150	150		
				0.5 未満	200	200	200	180	180	180		180
	⑥	石油加熱炉 (①~⑤以外)	4 以上	170	170	100	100	100	100	100		
			1 ~ 4	180	170	150	130	130	130	130		
0.5 ~ 1			180	180	180	150	150	150	150			
0.5 未満			200	200	200	180	180	180	180			
8		触媒再生塔		300	300	300	300	250	250	250	O n = 6	
8の2		燃焼炉		300	300	300	300	250	250	250	O n = 8	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼のロー タリーキルン)		300	300	300	300	250	250	250	O n = 15	
	②	セメント焼 成炉 (湿式)	10 以上			250	250	250	250	250	O n = 10	
			10 未満			350	350	350	350	350		
	③	セメント焼成 炉 (②以外)	10 以上	480	480	250	250	250	250	250	O n = 18	
			10 未満	480	480	480	350	350	350	350		
	④	耐火物原料、 耐火レンガ製 造用焼成炉		450	450	450	450	400	400	400		
⑤	板ガラス、ガ ラス繊維製 造用熔融炉		400	400	400	400	360	360	360	O n = 15 注 5		
⑥	フリット、光 学ガラス、電 気ガラス製 造用熔融炉		800	800	800	800	800	800	800	O n = 16 注 5		

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)							備 考
				~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~	S62. 4. 1 ~	
				S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S62. 3. 31		
9	⑦	その他のガラス 製造用熔融炉		500	500	500	500	450	450	450	On=15 注5
	⑧	その他焼成 炉、熔融炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=6 酸素燃焼方 式は、実測 値を適用
	②	硫酸カリウ ム製造用反 応炉		250	250	250	250	180	180	180	
	③	硫酸製造用 反応炉 (NO _x 触媒)		700	700	700	700	180	180	180	On=15 S54. 8. 10以降 設置の施設は On=6
11		乾燥炉		250	250	250	250	230	230	230	On=16
13	①	浮遊回転燃 焼式焼却炉 (連続炉に限る)	4以上	900	900	900	450	450	450	450	On=12
			4未満	900	900	900	900	450	450	450	
	②	特殊廃棄物 焼却炉 注6 (連続炉に限る)	4以上	300	300	300	250	250	250	250	
			4未満	900	900	900	900	700	700	700	
③	廃棄物焼却炉 〔連続炉 (①、②以外)〕	4以上	300	300	300	250	250	250	250		
		4未満	300	300	300	300	250	250	250		
④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上				250	250	250	250		
14	①	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14
	②	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉		300	300	300	300	220	220	220	On=15
	③	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉 (④、⑤以外)		120	120	120	120	100	100	100	
	④	亜鉛精錬用溶 鉍炉のうち鉍 滓処理炉 (石灰、コークス を燃料・還元剤 とするもの)		450	450	450	450	450	450	450	
	⑤	亜鉛精錬用溶 鉍炉のうち立 型蒸留炉		230	230	230	230	100	100	100	
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=12
	⑦	銅精錬用溶解炉 (アンモニア のうち精製 炉を還元剤 とするもの)		330	330	330	330	330	330	330	
	⑧	乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16
18		活性炭製造 用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6
21	①	燐等製造用 焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	②	燐等製造用 溶解炉		650	650	650	650	600	600	600	
23	①	トリポリ燐酸 ナトリウム製 造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	②	トリポリ燐酸 ナトリウム製 造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16
24		鉛二次精錬 等用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
25		鉛蓄電池製 造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)							備 考
				~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~	S62. 4. 1 ~	
				S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S62. 3. 31	~	
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	O n = 12
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	O n = O s
	③	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	O n = 15
	④	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	O n = 6
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	O n = O s
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	O n = O s
28	①	コークス炉 (オート型)	10 以上 10 未満			200	170	170	170	170	O n = 7
	②	コークス炉 (①以外)	10 以上 10 未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170	
29		ガスタービン	(別掲1)								
30		ディーゼル機関	(別掲1)								
31		ガス機関	(別掲2)								
32		ガソリン機関	(別掲2)								

注1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

注2 排出ガス量は、標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注3 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における窒素酸化物の量とする。

注4 ○昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

○小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

注5 酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に1/4を乗じた値に対して排出基準を適用する。

注6 特殊産業廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出する廃棄物を焼却するもの」をいう。

備考1 この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。(標準酸素濃度補正式)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位: cm³)

O_n 表中の備考の値

O_s 排ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)(単位: 百分率)

C_s JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が1気圧の状態における排ガス1m³中の量に換算したもの(単位: cm³)

2 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

(別掲1)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規 模	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)				備 考
				~	S63. 2. 1 ~	H1. 8. 1 ~	H3. 2. 1 ~	
				S63. 1. 31	H1. 7. 31	H3. 1. 31	~	
29	①	ガスタービン (ガス専焼)	排出ガス量4.5万m ³ /h以上 排出ガス量4.5万m ³ /h未満		70 90	70 70	70 70	O n = 16
	②	ガスタービン (液体専焼)	排出ガス量4.5万m ³ /h以上 排出ガス量4.5万m ³ /h未満		100 120	100 100	70 70	
30		ディーゼル 機関	シリンダー内径 400mm 以上 400mm 未満		1,600 950	1,400 950	1,200※ 950	O n = 13

注1 非常用施設については当分の間適用しない。

注2 昭和63年1月31日までに設置された既設施設については、当分の間適用しない。

注3 ※平成3年2月1日以降の可及的速やかな時期に950ppmを適用する予定。

(別掲2)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規 模	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)			備 考
				~	H3. 2. 1 ~	H6. 2. 1 ~	
				H3. 1. 31	H6. 1. 31	~	
31		ガス機関		2,000	1,000	600	O n = 0
32		ガソリン機関		2,000	1,000	600	

○大気汚染防止法に基づくばい煙量等の測定について

大気汚染防止法第 16 条（ばい煙量等の測定）
 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
 （施行規則第 15 条：測定の結果は、ばい煙等測定記録表（規則様式第 7）により記録し、その記録を 3 年間保存すること）

1 排出基準適用項目

施設名	基準適用項目
ボイラー、熔解炉、加熱炉、反応炉、乾燥炉 ガスタービン、ディーゼル機関・ガス機関等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物
窯業焼成炉、溶解炉等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物（カドミウム、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素、鉛*1）
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物*2、塩化水素
電気炉	硫黄酸化物、ばいじん

* 1 使用原料の種類に応じ基準を適用

* 2 連続炉以外の標準状態に換算した最大排出ガス量が 4 万 m³/h 未満の廃棄物焼却炉では NO_x は非適用

2 大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度（法第 16 条、規則第 15 条）

ばい煙等	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量 10m ³ /h 以上の施設	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
ばいじん	①排出ガス量（②、③に掲げるものを除く。） ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
	②廃棄物焼却炉 ・ 焼却能力 4,000kg/h 以上 ・ 焼却能力 4,000kg/h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
	③ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態における水素製造能力が 1,000m ³ /h 未満の施設）	5 年に 1 回以上
有害物質 （窒素酸化物を除く）	排出ガス量 ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
窒素酸化物	①排出ガス量（②に掲げるものを除く。） ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
	②ガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態における水素製造能力が 1,000m ³ /h 未満の施設）	5 年に 1 回以上

* 1 年間につき継続して休止する期間が 6 か月以上のばい煙発生施設は、1 年に 1 回以上

注) 硫黄酸化物排出量及び排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

3 排出基準適用猶予施設

△：適用猶予 ○：適用

施設名	規模等	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物
小型ボイラー	S60. 9. 9 までに設置	△	△	△
	ガスの専焼、軽質液体燃料の専焼*1 ガス及び軽質液体燃料の混焼	○	△	△
ガスタービン・ディーゼル機関	非常用施設	△	△	△
	S63. 1. 31 までに設置（非常用施設を除く）	△*2	△	△
ガス機関・ガソリン機関	非常用施設	△	△	△

* 1 軽質液体燃料：灯油、軽油、A 重油

* 2 標準状態に換算した最大排出ガス量が 1 万 m³/h 未満のものに限る。

○大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧

(政令第2条の3別表第1の2、規則第15条の2別表第5の2)

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設(乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	1,000kL以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC	

注) 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

2 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。

3 「ppmC」とは、排出濃度を表す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

4 規制の施行日(平成18年4月1日)時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成22年4月1日から適用とする。

5 塗装施設(吹付塗装に限る。)において既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成22年4月1日から当分の間、700ppmCとする。

6 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)施設の既存の貯蔵タンクは、平成22年4月1日から当分の間、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。

○大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について

大気汚染防止法第 17 条の 12（揮発性有機化合物濃度の測定）

揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

測定頻度及び結果の記録（規則第 15 条の 3）

- 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年一回以上行うこと。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

○揮発性有機化合物に該当する主な物質（平成 17 年 6 月 17 日環管大発第 050617001 号別紙 1）

物質名		物質名		物質名		物質名	
1	トルエン	26	trans-2-ブテン	51	イソホロン	76	酸化プロピレン
2	キシレン	27	エチルセロソルブ	52	シクロヘキサン	77	クロロホルム
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	28	ウンデカン	53	エタノール	78	臭化メチル
4	酢酸エチル	29	ノナン	54	メチルシクロペンタン	79	ジベンテン
5	デカン	30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	55	酢酸ビニル	80	1-ヘプテン
6	メタノール	31	2-メチルペンタン	56	3-メチルヘキサン	81	1,4-ジオキサン
7	ジクロロメタン	32	エチレングリコール	57	2,3-ジメチルブタン	82	アセトニトリル
8	メチルエチルケトン	33	2-メチル-2-ブテン	58	2,2-ジメチルブタン	83	塩化アリル
9	n-ブタン	34	エチルシクロヘキサン	59	メチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
10	イソブタン	35	テトラリン	60	イソプロピルセロソルブ	85	イソブレン
11	トリクロロエチレン	36	メチルアミルケトン	61	1,2-ジクロロエタン	86	アセトアルデヒド
12	イソプロピルアルコール	37	メチル n-ブチルケトン	62	塩化ビニル	87	1,2-ジクロロプロパン
13	酢酸ブチル	38	クロロメタン	63	テトラフルオロエチレン	88	メチルセロソルブアセテート
14	アセトン	39	ベンジルアルコール	64	エチルベンゼン	89	エチレンオキシド
15	メチルイソブチルケトン	40	シクロペンタノン	65	クメン	90	o-ジクロロベンゼン
16	ブチルセロソルブ	41	2-メチル-1-ブテン	66	クロロエタン	91	クロロベンゼン
17	n-ヘキサン	42	n-ヘプタン	67	トリクロロエタン	92	ギ酸メチル
18	n-ブタノール	43	ビスシクロヘキシル	68	アクリロニトリル	93	トリエチルアミン
19	n-ペンタン	44	N,N-ジメチルホルムアミド	69	テトラヒドロフラン	94	3-メチルヘプタン
20	cis-2-ブテン	45	trans-2-ペンテン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル	95	フェノール
21	イソブタノール	46	cis-2-ペンテン	71	n-プロピルプロマイド	96	ナフタレン
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	47	スチレン	72	メタクリル酸メチル	97	アクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	48	N-メチル-2-ピロリドン	73	1,3-ブタジエン	98	シクロヘキシルアミン
24	シクロヘキサン	49	エチルセロソルブアセテート	74	1,1-ジクロロエチレン	99	ホルムアルデヒド
25	酢酸プロピル	50	ベンゼン	75	2,4-ジメチルペンタン	100	エピクロロヒドリン

注 1: 本表は平成 12 年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注 2: 物質名には通称を含む。

○大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準

(政令第3条別表第2、規則第16条別表第6)

番号	施設名	規模	構造・使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注) 粉じんの定義（法第2条第8項）

特定粉じん：石綿

一般粉じん：特定粉じん以外の粉じん

○大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準

(政令第3条の2別表第2の2、規則第16条の2)

番号	施設名	規 模	敷地境界基準
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。	10 本/L
2	混 合 機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。	
3	紡 織 用 機 械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。	
4	切 断 機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
5	研 磨 機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
6	切 削 用 機 械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
9	穿 孔 機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のもものを除く。			

○大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準

1 特定粉じん排出等作業（政令第3条の3、政令第3条の4）

政令 番号	作 業 内 容
1	特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物等を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

2 特定工事（法第2条、法第18条の17、政令第10条の2）

特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

3 作業基準（規則第16条の4）

政令 番号	作 業 基 準						
1	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画の作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。</p> <p>①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②特定工事の場所</p> <p>③特定粉じん排出等作業の種類</p> <p>④特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>⑥特定粉じん排出等作業の方法</p> <p>⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>⑧特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要</p> <p>⑨特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>						
2	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。</p> <p>①長さ42.0 cm、幅29.7 cm以上又は長さ29.7 cm、幅42.0 cm以上(A3以上)</p> <p>②次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び届出先 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の方法 						
3	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。						
4	特定工事の元請業者は、第3号により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第1号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。						
5	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者*に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者</th> <th>建築物の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 </td> <td>建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 </td> <td>一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部</td> </tr> </tbody> </table>	※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類						
<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）						
<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部						
6	前各号に定めるもののほか、作業の種類ごとの基準は別表のとおり。						

別表（大気汚染防止法施行規則別表第7、令和2年10月7日環境省告示78号）

番号	作業内容	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に JIS Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種を除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

○大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧

(規則第5条の2別表第3の3、規則附則第2条第1項附則別表第1)

(表中「新規」とは施行日(平成30年4月1日)以後に設置する新規施設、「既存」とは施行日に既に設置されている既存施設(設置の工事が着手されているものを含む)をいう)

1 石炭燃焼ボイラーの排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 μg/m ³ 注1	
		新規	既存
①石炭ボイラー(この表の②に掲げるものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上のもの。	8	10
②小型石炭混焼ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100,000L未満のもの。	10	15

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。

2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(一次精錬の用に供する施設^{注1})の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 μg/m ³ 注2	
		新規	既存
①金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑤に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	15	30
②金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煨焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑥に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。)	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	15	30
④金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。)	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	30	50

注1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精錬の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。

3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設^{注1}）の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準	
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注2	
		新規	既存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400 ^{注4}
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400 ^{注4}
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積が1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400 ^{注4}
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400

注1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m^3 中における水銀等の量とする。

注3 令和7年10月1日以降適用

注4 銅を精錬するものについては、300 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （令和7年10月1日以降適用）

4 廃棄物焼却炉の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準	
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注1	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積が2 m^2 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注2} 又は水銀含有再生資源 ^{注3} を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m^3 中における水銀等の量とする。

注2 「水銀回収義務付け産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は第6条の5第1項第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物をいう。

注3 「水銀含有再生資源」とは「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第2条第2項に規定するものをいう。

5 セメントクリンカー製造施設の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注1	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する 焼成炉	火格子面積が 1m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間 当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	50	80 注2

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中における水銀等の量とする。

注2 原料とする石灰石の水銀含有量が $0.05\text{mg}/\text{kg}$ 以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{m}^3$

6 ガスタービンの排出基準（令和7年10月1日以降適用）

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注1	
		新規	既存
ガスタービンのうち石炭を ガス化して燃焼させるもの	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの。	8	10 注2

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中における水銀等の量とする。

注2 令和7年10月1日において既存の施設（設置の工事が着手されているものを含む）については、当分の間 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$

<既存施設に対する措置>（規則附則第2条第3項、第4項及び第5項）

- ・既存施設のうち、既存の排出基準に適合しないものは、施行日から2年間は適用猶予される（既存の排出基準に適合させるための改修が完了した場合は、その日から適用）。
- ・既存施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請、第9条の3第8項による変更届出を施行日から1年以内に申請又は届出をしたものは、当該施設の使用開始する日又は、許可を受けた日若しくは届出の内容が相当である旨の通知を受けた日から1年を経過した日のいずれか早い日までは排出基準は適用猶予される。
- ・施行日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）した場合には、新規の排出基準が適用される。

○大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について

1 水銀濃度の測定

大気汚染防止法第18条の35
 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
 （施行規則第16条の19第1項第5号：測定の結果は、水銀濃度測定記録表（規則様式第7の2）により記録し、その記録を3年間保存すること）

＜粒子状水銀濃度の測定の省略＞（規則第16条の18第2項、規則第16条の19第1項第2号）

連続する3年間の間継続して、以下①～③のいずれかを満たす場合、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀の測定を省略する）ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要となる。

- ①粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満
- ②測定結果の年平均が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③測定結果の年平均が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満

＜連続測定による測定＞（規則第16条の19第1項第6号及び第7号）（令和7年10月1日以降適用）

以下①～⑥のいずれかの施設である場合は、定期測定及び再測定を環境大臣が定める測定法のうち連続して水銀濃度の測定を行う方法に代えることができる。また、測定の結果は水銀濃度を記録し、その記録を3年間保存すること。

水銀排出施設	規 模
①銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。
②銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の③及び④に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。
③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が 0.5m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。
④鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。
⑤亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるもの。
⑥廃棄物焼却炉（廃棄物処理法第2条第2項に掲げる一般廃棄物を処理する施設又は同法第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設に限る。）	火格子面積が 2m^2 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。

2 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度（規則第16条の19第1項第1号）

排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上 ^{注1} の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満 ^{注1} の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

注1 排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

<排出基準を上回る濃度が検出された場合>（規則第16条の19第1項第3号及び第4号）

- ・定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に計3回以上の再測定を行い、その結果を得ること。
 - イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合：定期測定の結果を得た日から起算して30日
 - ロ イ以外の場合：定期測定の結果を得た日から起算して60日
- ・再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

○大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

(指定物質排出施設：政令附則第4項別表第6 指定物質抑制基準：平成9年2月6日環境庁告示第5号及び第6号)

1 ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率 60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり 1,000 m ³ 以上のも	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定 既設：200 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 100 mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 50 mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上）
2	原料の処理能力が1日当たり 20トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用 既設：100 mg/m ³ （特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100 mg/m ³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定 既設：200mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上） 新設：100mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外 既設：100mg/m ³ 新設：50mg/m ³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500kL 以上のもの	浮屋根式のもの除外、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用 既設：1,500mg/m ³ （容量 1,000kL 以上） 新設：600mg/m ³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり 1 トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外 既設：200mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 100mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上） 新設：100mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 50mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上）

2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000 m ³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定 既設：300mg/m ³ 新設：150mg/m ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m ² 以上のもの	既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30kg以上のもの	密閉式のもの除外 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³

新設：H 9. 4. 2以降に設置されたもの

既設：H 9. 4. 1までに設置されたもの

注1 指定物質抑制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における指定物質の量とする。

注2 排出ガス量は標準状態に換算した1時間当たりの量とする。

○良好な生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準

1 ばい煙に係る規制基準（規則第 9 条 別表第 2、第 4）

番号	ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積 0.5～1.0m ² 未満 羽口面断面積 0.2～0.5m ² 未満 バーナーの燃焼能力（重油換算） 20～50L/h 未満 変圧器の定格能力 120～200kVA 未満	いおう酸化物の排出基準K値=17.5 （長野市 ^{注1} 、松本市 ^{注1} 、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町にあつては 14.5） ばいじん 0.4g/m ³ ^{注2}
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設（塩酸を使用するものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が 10kg/h 以上	塩化水素 80mg/m ³ ^{注3}
3	金属表面の付着油の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が 5L/h 以上	いおう酸化物の排出基準K値=17.5 （長野市 ^{注1} 、松本市 ^{注1} 、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町にあつては 14.5） ばいじん 0.4g/m ³ ^{注2}

注 1 昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画その他区域又は道路によって表示されたものとする。

注 2 ばいじんの規制基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中におけるばいじんの量とする。

注 3 塩化水素の規制基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中における塩化水素の量とする。

2 粉じんに係る管理基準（規則第 9 条 別表第 3、第 5）

番号	粉じん発生施設			管理基準
1	木材および木製品製造業の用に供する	帯のこ盤 丸のこ盤 かな盤 砕木機 チップパー	原動機の定格出力が 15kW 以上	次の各号の 1 に該当すること (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーでおおわれていること。 (3) フード及び集じん機が設置されていること。 (4) 散水設備によって散水が行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	黒鉛製品の製造の用に供する	原料混和施設 加工施設	全ての施設	
3	繊維製品の製造の用に供する	動力打綿機 動力混打綿機	全ての施設	

○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域の指定状況

市町村名	指定年月日	市町村名	指定年月日	市町村名	指定年月日
長野市 ^(注1)	H3. 1. 17 H3. 11. 19 H4. 12. 21 H7. 3. 1	佐久市 ^(注9)	H3. 1. 17	高森町	H3. 1. 17
松本市 ^(注2)	H3. 1. 17	千曲市	〃	阿智村 ^(注11)	H4. 12. 21
上田市 ^(注3)	〃	東御市	H3. 1. 17 H7. 11. 19	喬木村	H4. 12. 21
岡谷市	H3. 3. 29	安曇野市 ^(注10)	H3. 1. 17 H4. 12. 21	木曾町 ^(注12)	H3. 11. 19 H4. 12. 21
飯田市 ^(注4)	H3. 1. 17	小海町	H3. 1. 17	上松町	〃
諏訪市	H3. 3. 29	佐久穂町	〃	大桑村	H3. 11. 19
須坂市	H3. 1. 17	南牧村	〃	池田町	H3. 1. 17
小諸市	〃	軽井沢町	〃	松川村	〃
伊那市 ^(注5)	H3. 1. 17 H5. 12. 8	御代田町	〃	白馬村	H3. 11. 19
駒ヶ根市	H3. 1. 17	青木村	H4. 12. 21	坂城町	H3. 1. 17
中野市 ^(注6)	〃	下諏訪町	H3. 3. 29	小布施町	〃
大町市 ^(注7)	H3. 1. 17 H4. 12. 21	辰野町	H3. 1. 17	高山村	H6. 1. 27
飯山市	H3. 11. 19	箕輪町	〃	山ノ内町	H3. 11. 19
茅野市	H3. 3. 29	飯島町	〃	信濃町	〃
塩尻市 ^(注8)	H3. 1. 17	南箕輪村	〃	飯綱町	H3. 1. 17
		宮田村	〃		

(備考) 市町村名は令和5年3月31日現在

(注1) 指定地域は指定年月日における旧長野市、旧豊野町、旧戸隠村、旧信州新町及び旧中条村の地域に限る。

(注2) 指定地域は指定年月日における旧松本市、旧梓川村及び旧波田町の地域に限る。

(注3) 指定地域は指定年月日における旧上田市、旧丸子町及び旧真田町の地域に限る。

(注4) 指定地域は指定年月日における旧飯田市の地域に限る。

(注5) 指定地域は指定年月日における旧伊那市及び旧高遠町の地域に限る。

(注6) 指定地域は指定年月日における旧中野市の地域に限る。

(注7) 指定地域は指定年月日における旧大町市及び旧美麻村の地域に限る。

(注8) 指定地域は指定年月日における旧塩尻市の地域に限る。

(注9) 指定地域は指定年月日における旧佐久市、旧白田町及び旧浅科村の地域に限る。

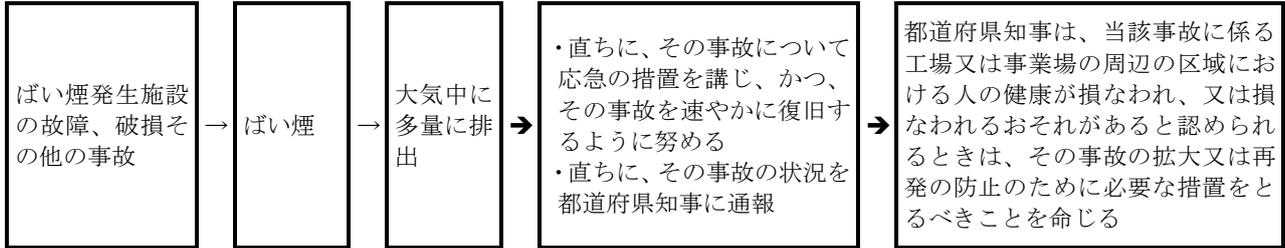
(注10) 指定地域は指定年月日における旧明科町、旧豊科町、旧穂高町及び旧三郷村の地域に限る。

(注11) 指定地域は指定年月日における旧阿智村の地域に限る。

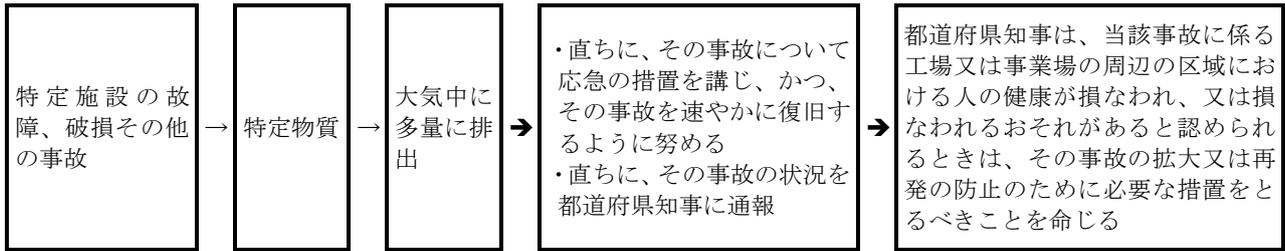
(注12) 指定地域は指定年月日における旧木曾福島町及び旧日義村の地域に限る。

○事故時の措置（大気汚染防止法第17条）

・ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の設置者



・特定施設*を設置する工場又は事業場の設置者



※特定施設：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質*を発生する施設（ばい煙発生施設を除く）

* 特定物質（大気汚染防止法施行令第10条）

(1) アンモニア	(10) 二酸化窒素	(19) 弗化珪素
(2) 弗化水素	(11) アクロレイン	(20) ホスゲン
(3) シアン化水素	(12) 二酸化硫黄	(21) 二酸化セレン
(4) 一酸化炭素	(13) 塩素	(22) クロルスルホン酸
(5) ホルムアルデヒド	(14) 二硫化炭素	(23) 黄燐
(6) メタノール	(15) ベンゼン	(24) 三塩化燐
(7) 硫化水素	(16) ピリジン	(25) 臭素
(8) 燐化水素	(17) フェノール	(26) ニッケルカルボニル
(9) 塩化水素	(18) 硫酸(三酸化硫黄を含む)	(27) 五塩化燐
		(28) メルカプタン

騒 音 関 係

○騒音規制法に基づく規制基準等

1 規制基準等

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚農通運告示第 1 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前 8 時から 午後 6 時まで〕	朝 〔午前 6 時から 午前 8 時まで〕 夕 〔午後 6 時から 午後 9 時まで〕	夜 間 〔午後 9 時から 翌日の午前 6 時 まで〕
第 1 種 区 域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域	60	50	50
第 3 種 区 域	65	65	55
第 4 種 区 域	70	70	65

(備考)

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

特定建設作業の種類	規制区域等 騒 音 の 大 き さ	作業ができない 時間 (夜間)		1 日における 作 業 時 間		同一場所における作業 時間	日曜日、休 日における 作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域		
1 くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午 後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時 間を超 えない こと	14 時 間を超 えない こと	連続して 6 日を超えな いこと	禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機を使用する作業							
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業							
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B C D E F		

(備考)

- 1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2 表中 A～F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第 34 条 (道路の占用許可)、第 35 条 (協議) による場合
 - E 道路交通法第 77 条第 3 項 (道路の使用許可)、第 80 条第 1 項 (協議) による場合
 - F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

(3) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）

（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正 平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

（平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号）

区域の区分	昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。（ただし、指定地域が指定されている場合にのみ適用される特例であるため、もともと a、b 又は c 区域に指定されていない場合は適用されない。）

昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
75 デシベル	70 デシベル

（備考）

- 1 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル
- 4 評価方法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

2 指定地域

(1) 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1				2	2	2	2	2	2		3	3	3		4			長野市が告示
松本市	1	1			2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4			松本市が告示
上田市	1			1	2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4			上田市が告示
岡谷市	1			1	2		2		2			3	3	3		4			岡谷市が告示
飯田市	1				2		2	2	2			3	3	3		4*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1		2	2	2	2	2			3	3	3		4			諏訪市が告示
須坂市	1	1			2		2	2	2		2	3	3	3		4		4	須坂市が告示
小諸市	1				2		2	2	2			3	3	3		4			小諸市が告示
伊那市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			駒ヶ根市が告示
中野市	1				2	2	2	2				3	3	3		4			中野市が告示
大町市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			大町市が告示
飯山市	1				2		2					3	3	3					飯山市が告示
茅野市	1				2	2	2	2	2		2	3	3	3*	2	4			茅野市が告示
塩尻市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			塩尻市が告示
佐久市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			佐久市が公示
千曲市	1				2	2	2	2	2		2	3	3	2・3	3	3・4			千曲市が公示
東御市				1							2					3		4	東御市が公示
安曇野市	1	1		1	2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4		4	安曇野市が告示
下諏訪町	1				2	2	2					3	3	3					最終改正 H8. 4. 4 県告示第 320 号
辰野町	1	1			2	2	2	2			2	3	3	3	3	3・4			
麻績村											2					3			S58. 4. 14 県告示第 251 号 (施行日：S58. 5. 1)
筑北村				1							2					3			最終改正 H17. 10. 6 県告示第 440 号 (施行日：H17. 10. 11)
坂城町	1			1	2	2	2	2	2		2	3		3	3	4			最終改正 H8. 4. 4 県告示第 320 号
小布施町	1	1			2	2	2		2		2	3		3					
山ノ内町	1				2		2	2	2				3						

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の 1、2、3 及び 4 は、それぞれ第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を表す。
- *は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和 7 年 3 月 31 日現在

(2) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	a			a	a		b	b	b	b		c	c	c	c			長野市が告示
松本市	a	a		a	a		b	b	b		b	c	c	c	c		c	松本市が告示
上田市	a			a	a		b	b	b		b	c	c	c	c		c	上田市が告示
岡谷市	a			a		a	b	b	b			c	c	c	c			岡谷市が告示
飯田市	a			a			b	b	b			c	c	c	c			飯田市が告示
諏訪市	a	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			諏訪市が告示
須坂市	a	a		a		a	b	b	b			c	c	c	c		c	須坂市が告示
小諸市	a			a			b	b	b			c	c	c	c			小諸市が告示
伊那市	a			a	a		b	b	b			c	c	c	c			伊那市が告示
駒ヶ根市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示
中野市	a			a	a		b	b				c	c	c	c			中野市が告示
大町市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			大町市が告示
飯山市	a			a			b					c	c	c				飯山市が告示
茅野市	a			a	a		b	b	b			c	c	c	c			茅野市が告示
塩尻市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			塩尻市が告示
佐久市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			佐久市が告示
千曲市	a			a	a		b	b	b		b	c	c	c	c			千曲市が告示
東御市	a	a		a	a	a	b	b	b		b	c	c	c	c		c	東御市が告示
安曇野市	a	a		a	a	a	b	b	b		b	c	c	c	c		c	安曇野市が告示
下諏訪町	a			a	a		b					c	c	c				最終改正 H12. 3. 30 県告示第 209 号 (施行日 : H12. 4. 1)
辰野町	a	a		a	a		b	b	b		b	c	c	c	c		c	
麻績村											b						c	H17. 10. 6 県告示第 440 号 (施行日 : H17. 10. 11)
筑北村											b						c	
坂城町	a			a	a	a	b	b	b		b	c		c	c		c	最終改正 H12. 3. 30 県告示第 209 号 (施行日 : H12. 4. 1)
小布施町	a	a		a	a		b		b		b	c		c				
山ノ内町	a			a			b	b	b				c					

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の a、b、及び c は、それぞれ a 区域、b 区域及び c 区域を表す。
- 指定状況は令和 7 年 3 月 31 日現在

(3) 特定工場

区 分	地 域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域
第4種区域	工業地域及びこれらの地域に相当する地域

(4) 特定建設作業騒音関係

区 分	地 域
第1号区域	ア 第1種区域及び第2種区域 イ 第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80メートルの区域内
第2号区域	第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

(5) 自動車騒音要請限度関係

区 分	地 域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれらの地域に相当する地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらの地域に相当する地域

3 規制対象

(1) 特定工場等（法第2条、施行令第1条、別表第1）

（特定施設）

イ 金属加工機械

（イ）圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）

（ロ）製管機械

（ハ）ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

（ニ）液圧プレス（矯正プレスを除く。）

（ホ）機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）

（ヘ）せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

（ト）鍛造機

（チ）ワイヤーフォーミングマシン

（リ）ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

（ヌ）タンブラー

（ル）切断機（といしを用いるものに限る。）

ロ 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ハ 土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ニ 織機（原動機を用いるものに限る。）

ホ 建設用資材製造機械

（イ）コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）

（ロ）アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

ヘ 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ト 木材加工機械

(イ) ドラムバーカー

(ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(ハ) 碎木機

(ニ) 帯のこ機（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(ホ) 丸のこ機（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(ヘ) かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

チ 抄紙機

リ 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

ヌ 合成樹脂用射出成形機

ル 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 特定建設作業（法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 2）

イ くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。）

ロ びょう打機を使用する作業

ハ さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離 50 メートルを超えない作業に限る。）

ニ 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

ホ コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

ヘ バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

ト トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

チ ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等（昭和48年3月30日県条例第11号）

1 規制時間（条例第42条）

午後11時から翌日の午前6時まで

2 規制対象（規則第8条）

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業

3 規制内容（条例第15条、第42条、第43条、規則第9条、第16条、別表第4）

(1) 規制基準

規制対象の施設から次の規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

規制区域	規制基準
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	40 デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区域、 同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域	45 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル
工業地域	60 デシベル

(2) 音響機器の使用制限

次の区域内における、カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置の使用禁止（外部にもれない処置を講じた場合を除く）

規制区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区域及び同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域

(備考)

上記の表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定に基づく用途地域をいう。

4 規制地域の指定状況

市	町	村	告示年月日及び告示番号		
長野市	茅野市	南佐久郡小海町	東筑摩郡麻績村	S57. 6. 7 県告示第415号 (施行日：S57. 7. 1)	
松本市	塩尻市	〃 佐久穂町	北安曇郡白馬村		
上田市	佐久市	〃 川上村	〃 小谷村		
岡谷市	千曲市	北佐久郡軽井沢町	埴科郡坂城町		
飯田市	東御市	〃 立科町	上高井郡小布施町		
諏訪市	安曇野市	諏訪郡原村	下高井郡山ノ内町		
小諸市		上伊那郡辰野町	上水内郡信濃町		
駒ヶ根市		下伊那郡泰阜村	〃 飯綱町		
中野市		木曾郡木曾町	下水内郡栄村		
大町市		〃 大桑村			
須坂市		飯山市	上伊那郡箕輪町		S57. 9. 9 県告示第608号 (施行日：S57. 10. 1)
伊那市		北佐久郡御代田町	上高井郡高山村		
諏訪郡下諏訪町			S58. 3. 7 県告示第106号 (施行日：S58. 4. 1)		
諏訪郡富士見町		木曾郡上松町	北安曇郡松川村		S58. 7. 14 県告示第405号 (施行日：S58. 8. 1)
上伊那郡南箕輪村		東筑摩郡筑北村			
下伊那郡松川町			S58. 11. 21 県告示第676号 (施行日：S58. 12. 1)		

(備考)

指定状況は令和7年3月31日現在

○商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱の概要（昭和60年9月2日県告示616号）

項目		区分	拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自動車等に備え付けて使用する場合	航空機に備え付けて拡声機を使用する場合
			県	内 全 域
1	規制対象地域			
2	事業者の責務	商業宣伝放送を行うときは、要綱の定めに従うとともに、事業者の責任において、住民の静穏な生活環境の保全に努めること。		
3	拡声機の使用基準	(1) 使用禁止地域	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺	1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園及び国定公園 2) 長野県自然公園条例（昭和46年長野県条例第22号）の長野県立自然公園 3) 長野県自然環境保全条例（昭和48年長野県条例第35号）の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域 4) 軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭和26年法律第253号）の国際親善文化観光都市
		(2) 使用禁止時間	午後8時から翌日の午前8時までの間において拡声機を使用しないこと	午後5時から翌日の午前9時までの間において拡声機を使用しないこと
		(3) 使用方法		1) 拡声機を使用しながら、同一地域の上空で連続して2回を超えて旋回しないこと。 2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園に直接拡声機を向けて使用しないこと。 3) 拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30ワット以下にすること。
4	届 出	なし	当該商業宣伝放送を行う日の3日前までに届出するものとする。	
5	勸 告	前記3の規定に違反した者に対し、改善を勧告するものとする。		前記3及び4の規定に違反した者に対し、改善を勧告するものとする。

振 動 関 係

○振動規制法に基づく規制基準等

1 規制基準等

(1) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号 最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)

(昭和 52 年 12 月 26 日県告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 7 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午前 7 時まで)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

(2) 特定建設作業の規制に関する基準 (規則第 11 条、別表第 1)

(昭和 52 年 12 月 26 日県告示第 683 号)

基 準	振動の大きさ	作業ができない 時間 (夜間)		1 日における 作業時間		同一場所におけ る作業時間	日曜日、休日にお ける作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域		
準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁 止
適 用 除 外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

(備考)

- 1 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。
- 2 表中の A～F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第 34 条 (道路の占用許可)、第 35 条 (協議) による場合
 - E 道路交通法第 77 条第 3 項 (道路の使用許可)、第 80 条第 1 項 (協議) による場合
 - F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のための電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要がある場合

(3) 道路交通振動の限度 (要請限度) (規則第 12 条、別表第 2)

(昭和 52 年 12 月 26 日県告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 7 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午前 7 時まで)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

2 指定地域

(1) 振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1			1	1	1	1	1	1		2	2	2	2			長野市が告示
松本市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			松本市が告示
上田市	1			1	1	1	1	1			2	2	2	2			上田市が告示
岡谷市	1			1		1	1	1		1	2	2	2	2			岡谷市が告示
飯田市	1			1		1	1	1			2	2	2	2*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2			諏訪市が告示
須坂市	1	1		1		1	1	1		1	2	2	2	2		2	須坂市が告示
小諸市	1			1		1	1	1			2	2	2	2			小諸市が告示
伊那市	1			1	1	1	1	1			2	2	2	2			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			駒ヶ根市が告示
中野市	1			1	1	1	1				2	2	2	2			中野市が告示
大町市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			大町市が告示
飯山市	1			1		1					2	2	2				飯山市が告示
茅野市	1			1	1	1	1	1		1	2	2	2*	2		1	茅野市が告示
塩尻市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			塩尻市が告示
佐久市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			佐久市が告示
千曲市	1			1	1	1	1	1		1	2	2	1・2	2			千曲市が告示
下諏訪町	1			1	1	1					2	2	2				最終改正 H8. 4. 4 県告示第 322 号
辰野町	1	1		1	1	1	1				2	2	2	2			
小布施町	1	1		1	1	1		1		1	2		2				

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の1及び2は、それぞれ第1種区域及び第2種区域を表す。
- *は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和7年3月31日現在

(2) 特定工場及び道路交通振動関係

区分	地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域およびこれらの地域に相当する地域

(3) 特定建設作業振動関係

区分	地域
第1号区分	ア 第1種区域 イ 第2種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル区域内
第2号区分	第2種区域のうち上記以外の区域

3 規制対象

(1) 特定工場等（法第2条、施行令第1条、別表第1）

イ 金属加工機械

（イ） 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

（ロ） 機械プレス

（ハ） せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

（ニ） 鍛造機

（ホ） ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

ロ 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ハ 土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ニ 織機（原動機を用いるものに限る。）

ホ コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

ヘ 木材加工機械

（イ） ドラムバーカー

（ロ） チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

ト 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

チ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

リ 合成樹脂用射出成形機

ヌ 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 特定建設作業（法第2条、施行令第2条、別表第2）

イ くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業

ロ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

ハ 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

ニ ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

悪 臭 関 係

○悪臭防止法第4条第1項の規定による物質濃度規制の基準等

1 規制地域の指定区分

区 分	地 域
第1地域	1 都市計画法の規定に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第2地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこれらの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

2 規制地域の指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	市街化調整区域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		2			長野市が告示
松本市	臭気指数規制により市全域を指定 (H15. 9. 1 施行)															松本市が告示	
上田市	1			1	1	1	1	1	1	1	1		1	2*			上田市が告示
岡谷市	1			1		1	1	1	1	1	1		1	2			岡谷市が告示
飯田市	1			1		1	1	1	1	1	1			2*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2			諏訪市が告示
須坂市	臭気指数規制により市全域を指定 (H26. 4. 1 施行)															須坂市が告示	
小諸市	1			1		1	1	1	1	1	1			2			小諸市が告示
伊那市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2			駒ヶ根市が告示
中野市	1			1	1	1	1		1	1	1			2			中野市が告示
大町市	臭気指数規制により中部山岳国立公園を除く市全域を指定 (H26. 10. 1 施行)															大町市が告示	
飯山市	1			1		1			1	1	1						飯山市が告示
茅野市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			茅野市が告示
塩尻市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2	2*		塩尻市が告示
佐久市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2			佐久市が告示
千曲市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			千曲市が告示
東御市													1			2	東御市が告示
安曇野市	臭気指数規制により市全域を指定 (H27. 10. 1 施行)															安曇野市が告示	
下諏訪町	1			1	1	1			1	1	1						最終改正 H8. 4. 4 県告示第 321 号
辰野町													1				
坂城町	1			1	1	1	1	1	1	1	1		1	2		2	

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の1及び2は、それぞれ第1地域及び第2地域を表す。
- *は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和7年3月31日現在

3 規制基準（施行令第1条、昭和50年3月10日 県告示第114号）

(1) 敷地境界線の地表における規制基準（法第4条第1項第1号）及び規制基準の設定状況

悪臭物質の名称	敷地境界線の規制基準		敷地境界	気体排出施設	排水	備考
	第1地域	第2地域				
アンモニア	2 ppm	5 ppm	○	○		1 この表に掲げる悪臭物質の測定方法は昭和47年環境庁告示第9号（平成8年環境庁告示第4号改正現在）に定める方法とする。
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○	
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○	2 昭和50年3月10日県告示第114号によりアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質の規制基準を設定した。
硫化メチル	0.05	0.2	○		○	
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○	3 昭和54年2月13日県告示第84号により、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質の規制基準を追加した。
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○		
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○			
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○		4 平成3年2月28日県告示第161号により、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質の規制基準を追加した。
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○		
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○		5 平成7年2月23日県告示第140号により、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンの10物質に規制基準を追加した。 (平成7年4月1日施行)
イソブタノール	0.9	4	○	○		
酢酸エチル	3	7	○	○		6 同告示により、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質の排水中の規制基準を追加した。 (平成7年4月1日施行)
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○		
トルエン	10	30	○	○		
スチレン	0.8	2	○			
キシレン	1	2	○	○		
プロピオン酸	0.07	0.2	○			
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○			
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○			
イソ吉草酸	0.004	0.01	○			

(2) 気体排出施設から排出される悪臭物質に係る規制基準（法第4条第1項第2号）

悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量

(3) 排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準（法第4条第1項第3号）

(単位：mg/L)

排水の流量区分 (m ³ /秒)	0.001 以下の場合		0.001 を超え、0.1 以下の場合		0.1 を超える場合	
	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域
悪臭物質の名称						
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

○悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制

臭気指数規制に関して、これまで県が告示した指定地域はないが（松本市は特例市のため独自に指定地域を告示）、地域指定にあたっての基本的な考え方について、長野県環境審議会で次のとおり答申されている。

長野県環境審議会答申（平成9年1月23日）

1 規制地域の指定区分

臭気指数による地域の指定にあたっては、従来の物質濃度規制による基準値を遵守していても苦情の原因となる臭気を発生しているものが集合し、又は相当の比率をもって立地している区域とする。

その際の、土地利用計画における位置づけ等を勘案し、地域を次表のとおり区分する。

区 分	地 域
第1地域	1 都市計画法の規定に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びにこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第2地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

2 規制基準の設定方法

(1) 敷地境界線の地表における規制基準（法第4条第2項第1号）

地域の区分ごとの規制基準値は、次表の臭気指数の範囲内で、小数点以下を四捨五入した整数値とする。

その際、別表を基本に目標となる臭気指数の範囲を求め、その上限値を規制基準値とする。

	敷地境界線における規制基準	
	第1地域	第2地域
臭気指数の範囲	10 ~ 15	12 ~ 18

別 表

業 種		臭気の指数の許容限度	
		第 1 地 域	第 2 地 域
畜 産 農 業	養豚業	12	15
	養牛業	11	16
	養鶏業	11	14
飼 料 ・ 肥 料 製 造 業	魚腸骨処理場	13	15
	獣骨処理場	13	15
	複合肥料製造工場	11	13
食 料 品 製 造 工 場	水産食料品製造工場	13	15
	油脂系食料品製造工場	14	18
	でんぷん製造工場	15	17
	調理食料品製造工場	13	15
	コーヒー製造工場	15	18
	その他	12	14
化 学 工 場	化学肥料製造工場	11	14
	無機化学工業製品製造工場	10	12
	プラスチック工場	12	14
	石油化学工場	14	16
	油脂加工品製造工場	11	16
	アスファルト製造工場	12	16
	クラフトパルプ製造工場	14	16
	その他のパルプ・紙工場	11	14
	その他	14	16
そ の 他 の 製 造 工 場	繊維工場	11	16
	印刷工場	12	13
	塗装工場	14	16
	窯業・土石製品製造工場	14	17
	鋳物工場	11	14
	輸送用機械器具製造工場	10	13
	その他	14	17
サ ー ビ ス 業 そ の 他	廃棄物最終処分場	14	17
	ごみ焼却場	10	13
	下水処理場	11	13
	し尿処理場	12	14
	クリーニング・洗濯工場	13	17
	飲食店	14	17
	その他	13	15
最 大	値	15	18
最 小	値	10	12

(2) 気体排出施設から排出される気体に係る規制基準（法第4条第2項第2号）

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た値

（排出口の高さが15メートル以上の場合と、15メートル未満の場合ごとに算出方法が設定）

(3) 排水に係る規制基準（法第4条第2項第3号）

(1) の規制基準として定められた値に16を加算した値

○騒音・振動・悪臭規制等地域指定状況

	騒音 環境 基準	新幹線 環境 基準	騒音 規制法	振動 規制法	悪臭 防止法	深夜 営業 騒音		騒音 環境 基準	新幹線 環境 基準	騒音 規制法	振動 規制法	悪臭 防止法	深夜 営業 騒音
長野市	○	○	○	○	○	○	(木曾郡)						
松本市	○		○	○	○	○	木曾町						○
上田市	○	○	○	○	○	○	上松町						○
岡谷市	○		○	○	○	○	大桑村						○
飯田市	○	○	○	○	○	○	(東筑摩郡)						
諏訪市	○		○	○	○	○	麻績村	○		○			○
須坂市	○		○	○	○	○	筑北村	○		○			○
小諸市	○	○	○	○	○	○	(北安曇郡)						
伊那市	○		○	○	○	○	松川村						○
駒ヶ根市	○		○	○	○	○	白馬村						○
中野市	○	○	○	○	○	○	小谷村						○
大町市	○		○	○	○	○	(埴科郡)						
飯山市	○	○	○	○	○	○	坂城町			○		○	○
茅野市	○		○	○	○	○	(上高井郡)						
塩尻市	○		○	○	○	○	小布施町	○	○	○	○		○
佐久市	○	○	○	○	○	○	高山村						○
千曲市	○	○	○	○	○	○	(下高井郡)						
東御市	○	○	○		○	○	山ノ内町			○			○
安曇野市	○		○		○	○	(上水内郡)						
(南佐久郡)							信濃町	○					○
小海町						○	飯綱町						○
佐久穂町						○	(下水内郡)						
川上村						○	栄村						○
(北佐久郡)							市	19	9	19	17	19	19
軽井沢町	○	○				○	町	6	3	5	3	3	17
御代田町		○				○	村	2	2	2			12
立科町						○	合 計	27	14	26	20	22	48
(諏訪郡)													
下諏訪町	○		○	○	○	○							
富士見町	○					○							○
原 村						○							○
(上伊那郡)													
辰野町	○		○	○	○	○							○
箕輪町						○							○
南箕輪村						○							○
(下伊那郡)													
喬木村		○											○
豊丘村		○											○
松川町						○							○
泰阜村						○							○

(令和7年3月31日現在)

土 壤 関 係

○ 土壤汚染対策法第6条第1項第1号の規定に基づく区域の指定基準

(施行規則別表第3(第9条第1項第2号関係)、第4(第31条第1項関係)、第5(第31条第2項関係))

特 定 有 害 物 質		土 壤 含 有 量 基 準 (別表第5)	土 壤 溶 出 量 基 準 (別表第4)	第2溶出量基準 (別表第3)
四塩化炭素	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
クロロエチレン			0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン			0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン			0.1mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン			0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
テトラクロロエチレン			0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン			1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
トリクロロエチレン			0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
ベンゼン			0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等)	45mg/kg 以下	0.003mg/L 以下	0.09mg/L 以下
六価クロム化合物		250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下
シアン化合物		遊離シアンとして 50mg/kg 以下	検出されないこと	1 mg/L 以下
水銀及びその化合物		15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
鉛及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
砒素及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
ふっ素及びその化合物		4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下
ほう素及びその化合物		4,000mg/kg 以下	1 mg/L 以下	30mg/L 以下
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)		0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
チウラム			0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
チオベンカルブ			0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
P C B			検出されないこと	0.003mg/L 以下
有機りん化合物			検出されないこと	1 mg/L 以下

測定方法は平成15年3月6日環境省告示第18号(最終改正 令和2年4月2日環境省告示第46号)及び平成15年3月6日環境省告示第19号(最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号)による。

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に基づく対策地域指定要件

(施行令第2条)

特定有害物質	指 定 要 件
カドミウム及びその化合物	(1) その地域の農用地で生産された米にカドミウムが0.4mg/kgを超えると認められる地域 (2) 上記の土壌に含まれるカドミウムと同程度カドミウムを含み、その農用地で生産される米がカドミウム0.4mg/kgを超えるおそれがある地域
銅及びその化合物	農用地（田に限る）の土壌中 125mg/kg
砒素及びその化合物	農用地（田に限る）の土壌中 15mg/kg 以上（特別事情 10mg/kg 以上 20mg/kg 以下で定める別の値）

検定方法は、カドミウム昭和46.6.24農令第47号、銅昭和47.10.27総令第66号、砒素昭和50.4.8総令第31号による。

(参考)

○農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

(昭和59.11.8環水土第149号環境庁水質保全局長通知)

亜鉛	農用地の土壌（乾土）中 120mg/kg
----	----------------------

ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設及び同法第8条の規定による排出基準

1 大気基準適用施設（政令第1条別表第1、規則第1条の2別表第1、規則附則第2条附則別表第2）

政令 号番号	特定施設	施設規模	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	
			既設施設 (平成12年1月14日 以前に設置された施設)	新設施設 (平成12年1月15日 以降に設置された施設)
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間1トン以上	1	0.1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上	5	0.5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間0.5トン以上	10	1
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	5	1
5	廃棄物焼却炉（火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計）が1時間あたり50キログラム以上のもの）	焼却能力が1時間あたり4,000kg以上	1	0.1
		焼却能力が1時間あたり4,000kg未満2,000kg以上	5	1
		焼却能力が1時間あたり2,000kg未満	10	5

注1) ダイオキシン類対策特別措置法施行の際、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、新設施設の排出基準を適用

注2) 排出基準は標準状態に換算した排出ガスによるものとする。

2 水質基準適用施設（政令第1条別表第2、規則第1条の2別表第2）

政 令 号番号	特 定 施 設	排 出 基 準 (pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	10
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	10
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	10
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	10

14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって污水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）	10
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	10
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る污水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	10
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る污水若しくは廃液又は当該污水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	10

公 害 防 止 組 織 関 係

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条に基づく公害防止管理者の選任基準等

1 公害防止管理者を選任すべき特定工場（ばい煙発生施設関係：大気汚染防止法施行令別表第1）

政令 項番号	特定工場に設置される ばい煙発生施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶融炉（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量 4万 m ³ /時 以上	大気関係第1種公害防止管理者 (大気関係第1種有資格者)	排出ガス量 4万 m ³ /時 未満	大気関係第2種公害防止管理者 (大気関係第1種、第2種有資格者)
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉				
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設				
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽				
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉				
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）				
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉				
21	燐（りん）、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉				
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）				
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉				
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉				
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉				
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設				

排出ガス量：設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を標準状態に換算したものの最大値の合計

政令 項番号	特定工場に設置される ばい煙発生施設の種類の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	排出ガス量 4万 m ³ /時 以上	大気関係第3 種公害防止管 理者 (大気関係第 1種、第3種有 資格者)	排出ガス量 4万 m ³ /時 未満～1万 m ³ /時以上	大気関係第4 種公害防止管 理者 (大気関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する ガス発生炉及び加熱炉				
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の 用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼 成炉を含む。）及び煨（か）焼炉（14の項 に掲げるものを除く。）				
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用 反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項 に掲げるものを除く。）				
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉 （こしき炉並びに14の項及び24の項か ら26の項までに掲げるものを除く。）				
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しく は金属製品の熱処理の用に供する加熱炉				
7	石油製品、石油化学製品又はコールター ル製品の製造の用に供する加熱炉				
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装 置のうち触媒再生塔				
8.2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装 置のうち燃焼炉				
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶 融炉（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、 ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛 を原料として使用するガラス又はガラス 製品の製造の用に供するものを除く。）				
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に 供する反応炉（カーボンブラック製造用 燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項 に掲げるものを除く。）				
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるも のを除く。）				
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイ ドの製造の用に供する電気炉				
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白 施設及び濃縮施設				
28	コークス炉				
29	ガスタービン				
30	ディーゼル機関				
31	ガス機関				
32	ガソリン機関				

排出ガス量：設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を標準状態に換算したものの最大値の合計

2 公害防止管理者を選任するべき特定工場（汚水等排出施設関係：水質汚濁防止法施行令別表第1）

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するまゆ湯煮施設等、第19号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）	排水水量 1万m ³ /日 以上	水質関係第1種公害防止管理者 (水質関係第1種有資格者)	排水水量 1万m ³ /日 未満	水質関係第2種公害防止管理者 (水質関係第1種、第2種有資格者)
22	木材薬品処理業の用に供する湿式バーカー等、第22号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）				
23.2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設等、第23号の2に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）				
24	化学肥料製造業の用に供するろ過施設等、第24号に掲げる施設（ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）				
25	削除				
26	無機顔料製造業の用に供する洗浄施設等、第26号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）				
27	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設等、第27号に掲げる施設（カドミウム等水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。）				
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する湿式アセチレンガス発生施設等、第28号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）				
29	コールタール製品製造業の用に供するベンゼン類硫酸洗浄施設等、第29号に掲げる施設				
31	メタン誘導品製造業の用に供するメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設等、第31号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）				

排水水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 污水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するろ過施設等、第32号に掲げる施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。)	排水量 1万m ³ /日 以上	水質関係第1 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種有資格者)	排水量 1万m ³ /日 未満	水質関係第2 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種有 資格者)
33	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設等、第33号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PE)の製造の用に供するものに限る。)				
34	合成ゴム製造業の用に供するろ過施設等、第34号に掲げる施設(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。)				
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設等、第35号に掲げる施設(2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。)				
37	石油化学工業の用に供する洗浄施設等、第37号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。)				
38.2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。)				
41	香料製造業の用に供する洗浄施設等、第41号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。)				
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設				

排水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 污水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
46	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設等、第46号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）	排水量 1万m ³ /日 以上	水質関係第1種公害防止管理者 (水質関係第1種有資格者)	排水量 1万m ³ /日 未満	水質関係第2種公害防止管理者 (水質関係第1種、第2種有資格者)
47	医薬品製造業の用に供する動物原料処理施設等、第47号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒（ひ）素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）				
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設（ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）				
50	有害物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）				
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する脱塩施設等、第51号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）				
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研磨洗浄施設等、第53号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）				
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する水洗式破碎施設等、第58号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）				
61	鉄鋼業の用に供するタール及びガス液分離施設等、第61号に掲げる施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）				
62	非鉄金属製造業の用に供する還元そう等、第62号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）				

排水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する焼入れ施設等、第 63 号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）	排出水量 1 万 m ³ /日 以上	水質関係第 1 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種有資格者)	排出水量 1 万 m ³ /日 未滿	水質関係第 2 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 2 種有 資格者)
63.3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設				
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供するタール及びガス液分離施設等、第 64 号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）				
66	電気めっき施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。）				
66.2	エチレンオキシド又は 1,4-ジオキサンの混合施設				
71.5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設				
71.6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設				

排出水量：1 日当たりの平均的な排出水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
2	畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設等、第2号に掲げる施設	排出水量 1万m ³ /日 以上	水質関係第3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第3種有 資格者)	排出水量 1万m ³ /日 未満～1 千m ³ /日 以上	水質関係第4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
3	水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設等、第3号に掲げる施設				
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設等、第4号に掲げる施設				
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する原料処理施設等、第5号に掲げる施設				
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設				
7	砂糖製造業の用に供する原料処理施設等、第7号に掲げる施設				
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう				
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機				
10	飲料製造業の用に供する原料処理施設等、第10号に掲げる施設				
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設等、第11号に掲げる施設				
12	動植物油脂製造業の用に供する原料処理施設等、第12号に掲げる施設				
13	イースト製造業の用に供する原料処理施設等、第13号に掲げる施設				
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する原料浸せき施設等、第14号に掲げる施設				
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する原料処理施設等、第15号に掲げる施設				
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設				
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設				
18.2	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設等、第18号の2に掲げる施設				
18.3	たばこ製造業の用に供する水洗式脱臭施設等、第18号の3に掲げる施設				
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供するまゆ湯煮施設等、第19号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものを除く。)				
20	洗毛業の用に供する洗毛施設等、第20号に掲げる施設				
21	化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設等、第21号に掲げる施設				

排出水量：1日当たりの平均的な排出水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
21.2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する 湿式バーカー	排水量 1万m ³ /日 以上	水質関係第3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第3種有 資格者)	排水量 1万m ³ /日 未満～1 千m ³ /日以 上	水質関係第4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
21.3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設				
21.4	パーティクルボード製造業の用に供する湿式バーカー等、第21号の4に掲げる施設				
22	木材薬品処理業の用に供する湿式バーカー等、第22号に掲げる施設(六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものを除く。)				
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する原料浸せき施設等、第23号に掲げる施設				
23.2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設等、第23号の2に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものを除く。)				
24	化学肥料製造業の用に供するろ過施設等、第24号に掲げる施設(ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものを除く。)				
26	無機顔料製造業の用に供する洗浄施設等、第26号に掲げる施設(カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものを除く。)				
27	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設等、第27号に掲げる施設(カドミウム等有害物質又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものを除く。)				
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する湿式アセチレンガス発生施設等、第28号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものを除く。)				
30	発酵工業の用に供する原料処理施設等、第30号に掲げる施設				
31	メタン誘導品製造業の用に供するメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設等、第31号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものを除く。)				

排水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するろ過施設等、第32号に掲げる施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものを除く。)	排水水量 1万m ³ /日 以上	水質関係第3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第3種有 資格者)	排水水量 1万m ³ /日 未満～1 千m ³ /日 以上	水質関係第4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1種、第2種、 第3種、第4種 有資格者)
33	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設等、第33号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート(PE)の製造の用に供するものを除く。)				
34	合成ゴム製造業の用に供するろ過施設等、第34号に掲げる施設(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものを除く。)				
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設等、第35号に掲げる施設(2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものを除く。)				
36	合成洗剤製造業の用に供する廃酸分離施設等、第36号に掲げる施設				
37	石油化学工業の用に供する洗浄施設等、第37号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものを除く。)				
38	石けん製造業の用に供する原料精製施設等、第38号に掲げる施設				
39	硬化油製造業の用に供する脱酸施設等、第39号に掲げる施設				
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設				

排水水量：1日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類の	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
41	香料製造業の用に供する洗浄施設等、第 41 号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものを除く。）	排水量 1 万 m ³ /日 以上	水質関係第 3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 3 種有 資格者)	排水量 1 万 m ³ /日 未満～ 1 千 m ³ /日 以上	水質関係第 4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 2 種、 第 3 種、第 4 種 有資格者)
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する原料処理施設等、第 42 号に掲げる施設				
44	天然樹脂製品製造業の用に供する原料処理施設等、第 44 号に掲げる施設				
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設				
46	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設等、第 46 号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものを除く。）				
47	医薬品製造業の用に供する動物原料処理施設等、第 47 号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒（ひ）素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものを除く。）				
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設（ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものを除く。）				
49	農薬製造業の用に供する混合施設				
50	有害物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものを除く。）				
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する脱塩施設等、第 51 号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものを除く。）				
51.2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設				
51.3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設				
52	皮革製造業の用に供する洗浄施設等、第 52 号に掲げる施設				

排水量：1 日当たりの平均的な排水の量

政令 号番号	特定工場に設置される 汚水等排出施設の種類	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)	施設規模	公害防止管理 者の種類 (資格者の種類)
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研磨洗浄施設等、第 53 号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものを除く。）	排出水量 1 万 m ³ /日 以上	水質関係第 3 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 3 種有 資格者)	排出水量 1 万 m ³ /日 未満～ 1 千 m ³ /日 以上	水質関係第 4 種公害防止管 理者 (水質関係第 1 種、第 2 種、 第 3 種、第 4 種 有資格者)
54	セメント製品製造業の用に供する抄造施設等、 第 54 号に掲げる施設				
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャー プラント				
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設				
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設				
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に 供する水洗式破碎施設等、第 58 号に掲げる施設 （ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原 料の精製の用に供するものを除く。）				
59	砕石業の用に供する水洗式破碎施設等、第 59 号 に掲げる施設				
61	鉄鋼業の用に供するタール及びガス液分離施設 等、第 61 号に掲げる施設（コークスの製造又は 転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものを除く。）				
62	非鉄金属製造業の用に供する還元そう等、第 62 号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次 製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水 銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用す るウランの酸化物の製造の用に供するものを除 く。）				
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造 業を含む。）の用に供する焼入れ施設等、第 63 号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン 化合物若しくは六価クロム化合物を使用する 電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の 化成又は水銀の精製の用に供するものを除く。）				
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供するター ル及びガス液分離施設等、第 64 号に掲げる施設 （コークス炉ガス又はコークスの製造の用に 供するものを除く。）				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設（クロム酸、 ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはそ の化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処 理の用に供するものを除く。）				
66	電気めっき施設（カドミウム化合物、シアン化 合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素 化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物 若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用 に供するものを除く。）				

排出水量：1 日当たりの平均的な排出水の量

3 公害防止管理者を選任するべき特定工場（騒音・振動発生施設関係）

施設区分	政令 号番号	特定工場に設置される 施設の種類の	施設規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)
騒音発生 施設	1	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上	騒音・振動関係公害 防止管理者 (騒音・振動関係、 騒音関係有資格者)
	2	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	
振動発生 施設	1	液圧プレス (矯正プレスを除く。)	呼び加圧能力2,941キロニュートン以上	騒音・振動関係公害 防止管理者 (騒音・振動関係、 振動関係有資格者)
	2	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上	
	3	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	

4 公害防止管理者を選任するべき特定工場（特定粉じん発生施設関係：大気汚染防止法施行令別表第2の2）

政令号番号	特定工場に設置される 特定粉じん発生施設の種類の	施設規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)	
1	解綿用機械	石綿を含有する 製品の製造の用 に供する施設に 限り、湿式のも の及び密閉式の ものを除く。	特定粉じん関係公害 防止管理者 (大気関係第1種、 第2種、第3種、第4 種、特定粉じん関係 有資格者)	
2	混合機			定格出力3.7kW以上
3	紡織用機械			定格出力3.7kW以上
4	切断機			定格出力2.2kW以上
5	研磨機			定格出力2.2kW以上
6	切削用機械			定格出力2.2kW以上
7	破碎機及び摩砕機			定格出力2.2kW以上
8	プレス(剪断加工用)			定格出力2.2kW以上
9	穿孔機			定格出力2.2kW以上

5 公害防止管理者を選任するべき特定工場（一般粉じん発生施設関係：大気汚染防止法施行令別表第2）

政令号番号	特定工場に設置される 一般粉じん発生施設の種類の	施設規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)
1	コークス炉	原料処理能力50t/日以上	一般粉じん関係公害 防止管理者 (大気関係第1種、 第2種、第3種、第4 種、特定粉じん関係 有資格者)
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。)又は土石の堆積場	面積1,000m ² 以上	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルト幅75cm以上又はバケツト内容積0.03m ³ 以上	
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力75kW以上	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力15kW以上	

6 公害防止管理者を選任するべき特定工場

(ダイオキシン類発生施設関係：ダイオキシン類対策特別措置法施行令)

施設番号		特定工場に設置される ダイオキシン類発生施設の種類の	施設の規模	公害防止管理者の 種類 (資格者の種類)
別表第1 (大気基準適用 施設)	1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力1トン／時以上	ダイオキシン類関係公害防止管理者 (ダイオキシン類関係有資格者)
	2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量1,000kVA以上	
	3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力0.5トン／時以上	
	4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉：原料の処理能力0.5トン／時以上 溶解炉：容量1トン以上	
別表第2 (水質基準適用 施設)	1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		
	2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
	3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
	4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
	5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
	6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
	7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設等、第7号に掲げる施設		
	8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等、第8号に掲げる施設		
	9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設等、第9号に掲げる施設		
	10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設等、第10号に掲げる施設		
	11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等、第11号に掲げる施設		
	12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設等、第12号に掲げる施設		
	13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設等、第12号に掲げる施設		
	14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設等、第14号に掲げる施設		

7 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場

特定工場に設置される 施設の種類の		選任できる資格者の種類
施設区分	施設規模	
ばい煙発生施設	排出ガス量 ^{注1} 4万 m ³ /時以上	○公害防止主任管理者の有資格者 ○大気関係第1種若しくは第3種の有資格者かつ 水質関係第1種若しくは第3種の有資格者
かつ		
汚水等排出施設	排出水量 ^{注2} 1万 m ³ /日以上	
備考 ばい煙及び汚水等の処理を確実に行うことができるものとして、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合や、ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合は、公害防止主任管理者の選任が免除されます。		

注1 設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を標準状態に換算したものの最大値の合計

注2 1日当たりの平均的な排出水の量

8 公害防止統括者を選任すべき特定工場

上記1～6の特定工場のうち、常時使用する従業員の数が21人以上である者が設置する特定工場。

参 考

○湖沼水質保全計画で定める水質目標

湖 沼 名 (湖沼計画)	計画策定年度	目標年度	水 質 目 標 値 (mg/L)			
			COD		全窒素	全磷
			75%値	年平均値	年平均値	年平均値
諏訪湖 (第8期計画)	令和4年度	令和8年度	4.7	4.0	0.62	現状水準の 維持
野尻湖 (第6期計画)	令和元年度	令和5年度	2.0	1.9	—	0.005 (現状水準の 維持・向上)

注1) COD (75%値)、全窒素及び全りん年平均値は、環境基準点(諏訪湖: 3地点、野尻湖: 2地点)の最高値とする。

注2) COD (年平均値)は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した値とする。

(透明度)

湖 沼 名 (湖沼計画)	計画策定年度	目標年度	透 明 度 目 標 値
諏訪湖 (第8期計画)	令和4年度	令和8年度	1.3m以上
野尻湖 (第6期計画)	令和元年度	令和5年度	6.5m

注1) 諏訪湖の透明度は、COD等の環境基準点の湖内3地点(湖心、初島西、塚間川沖200m)それぞれで透明度の年平均値を算出し、全ての地点で目標値を上回った場合に目標を達成したこととする。

注2) 諏訪湖の測定地点のうち、初島西、塚間川沖200mで全透(透明度=全水深)となった場合には、湖心の透明度とその地点の全水深のうち大きい方をその地点の透明度として採用する。

注3) 野尻湖の目標値は、湖心の透明度の年平均値とする。

○水道法第4条に基づく水質基準等

1 水質基準項目（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号

最終改正：令和2年3月25日 厚生労働省令第38号）

番号	項目	基準値	番号	項目	基準値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと。	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下	30	ブromoホルム	0.09 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L以下	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	38	塩化物イオン	200 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下	40	蒸発残留物	500 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L以下
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	48	味	異常でないこと。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	49	臭気	異常でないこと。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	50	色度	5度以下
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	51	濁度	2度以下
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/L以下			

2 水質管理目標設定項目（平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知 最終改正：令和6年3月21日）

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
8	トルエン	0.4mg/L 以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100 mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下
23	臭気強度（TON）	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5 程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として、 0.00005mg/L 以下（暫定）

農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.3
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン注4)	殺虫剤、殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008
28	カルタップ注5)	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.08
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
32	キャブタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート注6)	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス注2)	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008

番号	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/L)
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬 ^{注8)}	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン ^{注2)}	殺虫剤、殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート ^{注9)}	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオフアネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
66	トリンクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	パラコート	除草剤	0.01
70	ビペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
77	フィブロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
78	フェントロチオン (MEP) ^{注2)}	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
80	フェリムジン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
81	フェンチオン (MPP) ^{注10)}	殺虫剤	0.006
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス ^{注2)}	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03

番号	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/L)
89	ブレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス ^{注2)}	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロピザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
96	ベノミル ^{注11)}	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
98	ベンゾビスクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベントazon	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフレセート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン (マラソン) ^{注2)}	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05
108	メソミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
110	メチダチオン (DMTP) ^{注2)}	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロピン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセツト	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

- 注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (ME P)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) オリサストロピンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロピンの濃度も測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロピンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- 注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

○浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準（平成 17 年 9 月 26 日 環境省令第 29 号）

BOD20mg/L 以下及びBOD除去率 90%以上

（備考）

- 1 単独処理浄化槽及び平成 18 年 2 月 1 日までに既に設置されている浄化槽については適用しない。
- 2 基準値は日間平均値であり、消毒槽等に入る直前の処理水を採取し、JIS K0102 の 21 に掲げる器具及び試験操作方法に基づき測定する。

○おいしい水の水質要件（昭和 60 年厚生省おいしい水研究会）

項 目	基 準 値
蒸発残留物	30～200mg/L
硬度	10～100 //
遊離炭酸	3～ 30 //
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L 以下
臭気度	3 以下
残留塩素	0.4mg/L 以下
水温	最高 20℃以下

○底質の暫定除去基準（昭和 50. 10. 28 環水管第 119 号）

- 1) 水銀を含む底質の暫定除去基準
25ppm（底質の乾燥重量当たり）
- 2) PCB を含む底質の暫定除去基準
10ppm（底質の乾燥重量当たり）

○魚介類の水銀の暫定的規制値（昭和 48. 7. 23 環乳第 99 号、昭和 48. 10. 11 環乳第 121 号）

総 水 銀 0.4ppm

メチル水銀（水銀として） 0.3ppm

（備考）マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）、深海性魚介類等（メヌケ類、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチュウバイガイ及びサメ類）及び内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産の魚介類は含まない）については適用しない。

○食品中に残留する PCB の暫定的規制値（昭和 47. 8. 24 環食第 442 号）

魚 介 類

遠洋沖合魚介類（可食部） 0.5ppm

内海内湾（内水面を含む）魚介類（可食部） 3 ppm

牛 乳（全乳中） 0.1ppm

乳 製 品（全量中） 1 ppm

育児用粉乳（全量中） 0.2ppm

肉 類（全量中） 0.5ppm

卵 類（全量中） 0.2ppm

容器包装 5 ppm

○農薬に係る規制値等

区分	農薬名	環境基準値 (mg/L)	要監視項目指針 (mg/L)	水質評価指針値 (mg/L)	指導指針値 (μg/L)		水道水質管理目標値 (mg/L)	魚毒性	毒性
					水濁指針値	水産指針値			
殺虫剤	アセタミプリド				1,800	25		A	劇物(2%-)
	アセフェート				63	55,000	0.006	A	-
	イソキサチオン		0.008		50	0.2	0.005	B	劇物(2%-)
	イソフェンホス						0.001	B	毒物(5%劇)
	イミダクロプリド			0.2	1,500	19		A	劇物(2%-)
	エトフェンプロックス			0.08	820	6.7	0.08	B	-
	カルバリル(NAC)			0.05		16	0.02	B	劇物(5%-)
	クロチアニジン				2,500	28		A	-
	クロルピリホス			0.03	20	0.46	0.003	C	劇物(1%-)
	ジクロフェンチオン(ECP)			0.006				B	劇物(3%-)
	ジクロルボス(DDVP)		0.008				0.008	B	劇物
	ダイアジノン		0.005		50	0.77	0.003	B-s	劇物(5%-)
	チアメトキサム				470	35		A	-
	チオジカルブ				800	27	0.08	B	劇物
	テブフェノジド				420	830		A	-
	トリクロルホン(DEP)			0.03	50	1.1	0.005	B	劇物(10%-)
	ピリダフェンチオン			0.002			0.002	B	-
	ピリプロキシフェン				2,600	75		B	-
	フェニトロチオン(MEP)		0.003		30		0.01	B	-
	フェノプカルブ(BPMC)		0.03		340	19	0.03	B-s	劇物(2%-)
	ブプロフェジン			0.01	230	800	0.02	B	-
ペルメトリン				1,000	1.7		C	-	
ベンスルタップ				900			A	-	
マラチオン(マラソン)			0.01	7,700	3	0.7	B	-	
D-D(1,2-ジクロロプロパン)		0.06					A	-	
D-D(1,3-ジクロロプロパン)	0.002			500	560	0.05	B	劇物	
EPN		0.006		37	0.5	0.004	B-s	毒物(1.5%劇)	
小計		1	7	9	21	20	17		
殺菌剤	アゾキシストロビン				4,700	280		B	劇物(80%-)
	イソプロチオラン		0.04		2,600	9,200	0.3	B	-
	イプロジオン			0.3	3,000	1,800		A	-
	イプロベンホス(IBP)		0.008		930	2,700	0.09	B	-
	イミノクタジン				60	27	0.006	A	劇物(3.5%-)
	エディフェンホス(EDDP)			0.006				B	劇物(2%-)
	エトリジアゾール(エクロメゾール)							A	-
	オキシ銅(有機銅)		0.04		200	18	0.03	C	-
	キャプタン				2,000	26	0.3	C	-
	クロロタロニル(TPN)		0.05		400	80	0.05	C	-
	クロロネブ							A	-
	ジフェノコナゾール				250	750		B	-
	シプロコナゾール				300	20,000		A	-
	シメコナゾール				220	14,000		B	-
	チウラム(チラム)	0.006			200	100	0.02	C	-
	チオファネートメチル				3,000	1,000	0.3	A	-
	チフルザミド				370	1,400		B	-
	テトラコナゾール				100	2,800		B	-
	テブコナゾール				770	2,600		B	-
	トリシクラゾール			0.1	1,000	21,000	0.1	A	劇物(8%-)
	トリフルミゾール				390	860		B	-
	トルクロホスメチル			0.2	2,000			A	-
	バリダマイシン				12,000	100,000		A	-
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒキサゾール)				1,000	28,000		A	-
	フサライド			0.1		870	0.1	A	-
	フルトラニル			0.2	2,300	3,100		B	-
	プロピコナゾール				500	5,600	0.05	B	-
	プロベナゾール			0.05		2,700	0.03	B	-
	ベノミル				200	350	0.02	B	-
	ベンシクロン			0.04	1,400	1,000	0.1	B	-
ボスカリド				1,100	5,000		A	-	
ホセチル				23,000	28,000		A	-	
ポリカーバメート							B	-	
メタラキシル				580	95,000	0.2	A	-	
メブロニル			0.1	1,000	4,200	0.1	B	-	
小計		1	4	9	29	30	16		

区分	農薬名	環境基準値 (mg/L)	要監視項目 指針値 (mg/L)	水質評価 指針値 (mg/L)	指導指針値 (μg/L)		水道水質 管理目標値 (mg/L)	魚毒性	毒性
					水濁指針値	水産指針値			
除草剤	アシュラム				10,000	90,000	0.9	A	—
	エスプロカルブ			0.01	200	150	0.03	B	—
	エトキシスルフロ				1,400	3,000		A	—
	オキサジアルギル				200	73		A	—
	オキサジクロメホン				240	8,300	0.02	A	—
	カフェンストロール				70	20	0.008	B	—
	クロルニトロフェン(CNP)		—				0.0001	A	—
	シクロスルファミロン				800	35		A	—
	ジチオピル				95	560	0.009	B	—
	シデュロン							A	—
	シマジン(CAT)	0.003			30	1,700	0.003	A	—
	シメトリン			0.06		62	0.03	A	—
	チオベンカルブ	0.02			200	260	0.02	B	—
	テルブカルブ(MBPMC)						0.02	A	—
	トリクロピル				60		0.006	B	—
	トリフルラリン				630	240	0.06	B-s	—
	ナプロパミド				300		0.03	A	—
	ハロスルフロメチル				2,600	50		A	—
	ビリブチカルブ				230	100	0.02	B	—
	ブタミホス			0.004	200	620	0.02	B	—
	フラザスルフロ				300	170		A	—
	ブレチラクロール			0.04	470	29	0.05	B	—
	プロジアミン				1,700	4.6		A	—
	プロピザミド		0.008		500		0.05	A	—
	プロモブチド			0.04	1,000	4,800	0.1	A	—
	ベンスリド(SAP)			0.1				B	—
ベンディメタリン			0.1	3,100	140	0.3	B	—	
ベンフルラリン(バスロジン)				100	29	0.01	B	—	
メコプロップ(MCPP)				470	81,000	0.05	A	—	
メチルダイムロン							A	—	
メフェナセツト			0.009	100	320	0.02	B	—	
モリネート			0.005	55	5,000	0.005	B	—	
2,4-PA(2,4-D)					98,000	0.02	B	—	
MCPA				51	81,000	0.005	B	—	
	小計	2	2	9	27	26	25		
植物成長調整剤	トリネキサパックエチル				150	57,000		A	—
	小計				1	1			
	合計	4	13	27	78	77	58		

注1) 環境基準値：人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号 最終改正 平成28年3月30日環境省告示第37号)
要監視項目指針値：要監視項目及び指針値(平成5年3月8日付け環水第21号 最終改正 平成21年11月30日環水大土発第091130004号 環水大土発第091130005号)

水質評価指針値：公共用水域等における農薬の水質評価指針について(平成6年4月15日付け環水土第86号)

指導指針値：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動物植物被害の防止に係る指導指針について(平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号)

水道水質管理目標値：「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について

(平成15年10月10日付け健発第1010004号 最終改正 令和4年3月31日付け生食発第0331第3号)

魚毒性：一定数の動物の50%を死亡させる濃度による分類。毒性の低い方からA、B、B-s、C(独立行政法人農林水産消費安全技術センター資料より)

毒性：毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)による分類。なお、「-」は毒物及び劇物に該当しない物質を、()内は除外規定を示す。

注2) 水道水質管理目標値については、他法令等の規制値等と比較できる71農薬のみ値を示した。

注3) 指導指針値については、他法令等の規制値等と比較できる83農薬のみ値を示した。

○水浴場の水質の判定基準（平成9年3月28日 環境庁水質保全局）

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
適	水質AA 不 検 出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (または1m以上)
	水質A 100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (または1m以上)
可	水質B 400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C 1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不 適	1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(備 考)

- 1 判定は同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
- 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- 3 CODの測定はJIS K0102の17に定める方法（酸性法）による。
- 4 透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
- 5 水浴場の評価に当たっては、水質以外に沐浴場における快適性の確保のための総合的な観点から評価することが必要である。（快適な沐浴場のためのガイドライン参照）

○農業（水稲）用水基準（昭和45年農林省公害研究会）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（pH）	6.0～7.5
化学的酸素要求量（COD）	6 mg/L以下
無機浮遊物質（SS）	100 mg/L以下
溶存酸素（DO）	5 mg/L以上
全窒素濃度（T-N）	1 mg/L以下
電気伝導度（EC）	0.3 mS/cm以下
ヒ素	0.05 mg/L以下
亜鉛	0.5 mg/L以下
銅	0.02 mg/L以下

(備 考)

- 1 この基準値は、水稲のかんがい用水として維持することが望ましい水準であり、被害（減収）が発生しないための許容限界濃度を示す。
- 2 この濃度に対する作物の感受性は、個体、生育時期、栽培法、環境条件等によって異なり、また汚染成分相互の相乗作用や拮抗作用などによっても異なってくるので、基準値の利用にあたっては自然条件、土地条件等に適合した利用が必要である。

○水産用水基準（平成 30 年 8 月 公益社団法人日本水産資源保護協会）

表 1 生活環境項目の水産用水基準

項 目	河	川	湖	沼
BOD (河川)	自然繁殖 (一般)	3mg/L 以下	自然繁殖 (一般)	4mg/L 以下
COD (湖沼)	(サケ・マス・アユ)	2mg/L 以下	(サケ・マス・アユ)	2mg/L 以下
(5 日間、20℃)	成 育 (一般)	5mg/L 以下	成 育 (一般)	5mg/L 以下
	(サケ・マス・アユ)	3mg/L 以下	(サケ・マス・アユ)	3mg/L 以下
全 リ ン	/		コ イ ・ フ ナ	0.1 mg/L 以下
			ワ カ サ ギ	0.05 mg/L 以下
			サケ科・アユ科	0.01 mg/L 以下
全 窒 素	/		コ イ ・ フ ナ	1.0 mg/L 以下
			ワ カ サ ギ	0.6 mg/L 以下
			サケ科・アユ科	0.2 mg/L 以下
D O	6mg/L 以上 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 7mg/L 以上)			
p H	6.7～7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。			
S S	一 般	25mg/L 以下	サケ・マス・アユ	1.4 mg/L 以下 (透明度 4.5m 以上)
	人 為 的	5mg/L 以下		
	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。			
着 色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。			
水 温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。			
大 腸 菌 群 数	1,000MPN/100mL 以下			
油 分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。			
有 害 物 質	次ページ表 2 参照			
底 質	<p>有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。</p> <p>微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。</p> <p>溶出試験 (昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号)により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。</p> <p>ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。</p>			

表2 有害物質の水産用水基準

(単位：mg/L)

人の健康の保護に関する環境基準項目	淡水域	要監視項目	淡水域	環境基準と要監視項目に該当しない有害物質	淡水域
カドミウム	0.003	クロロホルム	0.05	アンモニア態窒素	0.01
全シアン	0.005	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと
鉛	0.003	1,2-ジクロロプロパン	0.06	硫化水素	検出されないこと
六価クロム	0.0002	p-ジクロロベンゼン	0.1	銅	0.0009
砒素	0.01	イソキサチオン	0.008	アルミニウム	検出されないこと
総水銀	0.0002	ダイアジノン	検出されないこと	鉄	0.09
アルキル水銀	検出されないこと	フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	陰イオン界面活性剤	検出されないこと
P C B	検出されないこと	イソプロチオラン	0.04	非イオン界面活性剤	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	オキシ銅	0.006	ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと
四塩化炭素	0.002	クロロタロニル(TPN)	0.001	トリブチルスズ化合物	0.000007
1,2-ジクロロエタン	0.004	プロピザミド	0.008	トリフェニルスズ化合物	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	E P N	検出されないこと	フェノール類	0.008
1,1-ジクロロエチレン	0.02	ジクロルボス(DDVP)	検出されないこと	ホルムアルデヒド	0.5
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	フェノブカルブ(BPMC)	検出されないこと		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	イプロベンホス(IBP)	検出されないこと		
トリクロロエチレン	0.03	クロルニトロフェン(CNP)	0.0009		
テトラクロロエチレン	0.01	トルエン	0.6		
1,3-ジクロロプロペン	0.002	キシレン	0.4		
チウラム	0.006	フタル酸ジエチルヘキシル	0.001		
シマジン	0.003	ニッケル	0.004		
チオベンカルブ	0.001	モリブデン	0.07		
ベンゼン	0.01	アンチモン	0.008		
セレン	0.002	マンガン	0.2		
硝酸態窒素	9	ダイオキシン類による			
亜硝酸態窒素	0.03	水質の汚濁に係る環境	淡水域		
ふっ素	0.8	基準			
ほう素	1	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L		
生活環境の保全に関する環境基準項目	淡水域				
亜鉛	検出されないこと				

○放射能に係る基準等

項目	基準等	備考	
＜空間放射線量率＞			
特措法 ^{※1} に基づく汚染状況重点調査地域の指定要件	0.23 μ Sv/h 以上（地域平均）	○「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」（平成23年環境省令第34号）	
原子力規制庁へのホットスポット通報の目安	地表1m高さの空間放射線量率が周辺より1 μ Sv/h以上高い	○「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（平成23年10月21日内閣府、文部科学省、環境省）	
長野県における除染等の対応が必要となる箇所の目安 ^{※2}	地表の空間放射線量率が1 μ Sv/h以上	○「周辺より放射線量が高い箇所への対応方針について」（平成23年10月28日23環政第136号、23水大第205号）	
＜放射性物質濃度（セシウム-134及びセシウム-137の合計値）＞			
一般食品	100Bq/kg 以下	○「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号） ○「厚生労働大臣が定める放射性物質」（平成24年厚生労働省告示第129号） ○「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）	
牛乳・乳児用食品	50Bq/kg 以下		
飲料水	10Bq/kg 以下		
飼料	馬、牛	100Bq/kg 以下	○「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号、平成24年3月23日最終改正）
	豚	80Bq/kg 以下	
	家禽	160Bq/kg 以下	
	養殖魚	40Bq/kg 以下	
肥料・土壤改良資材・培土	400Bq/kg 以下		
きのこ原木	50Bq/kg(乾重量) 以下	○「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日23生産第4743号、23林政経第213号、平成24年8月30日最終改正）	
きのこ菌床用培地	200Bq/kg(乾重量) 以下		
水浴場	10Bq/L 以下	○「水浴場の放射性物質に関する指針について」（平成24年6月8日環水大発第120608001号）	
薪	40Bq/kg(乾重量) 以下	○「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日23林政経第231号）	
木炭	280Bq/kg(乾重量) 以下		
廃棄物	再生利用	100Bq/kg 以下 (脱水汚泥等を再生利用する場合における当該再生品の放射性物質濃度) 〔ただし、以下の場合は200Bq/kg 以下 ・セメントを生コンクリートや地盤改良材として利用する場合 ・肥料原料として利用する場合〕	○「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成23年6月16日原子力災害対策本部） ○「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日23消安第1893号）
		400Bq/kg 以下（園芸用土） 200Bq/kg 以下（グラウンド土） (浄水発生土を上記の用途に用いる場合における当該浄水発生土の放射性物質濃度)	○「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」（平成25年3月13日健発0313第4号）
	処分	8,000Bq/kg 以下 (1) 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物のいずれにも該当しないものは、廃棄物処理法の規定に基づき処分 (2) 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物のいずれかに該当するものは、廃棄物処理法及び特措法の規定に基づき処分 8,000Bq/kg 超 特措法の規定に基づき処分	○「特措法 ^{※1} 施行規則」（平成23年環境省令第33号）

※1 平成23年8月30法律第100号「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特別措置法)」

※2 長野県独自の方針

○公害関係の基準等に対する問い合わせ先

機 関 名	課・係（部）	住 所 及 び 電 話 番 号
環境部 水大気環境課	水環境保全係 大気保全係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 026-235-7162（水環境保全係）、026-235-7177（大気保全係）
環境部 水道・生活排水課	水道・生活排水係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 026-235-7168（上水道）
佐久地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 0267-63-3166
上田地域振興局	環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 0268-25-7134
諏訪地域振興局	環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10 0266-57-2952
上伊那地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497 0265-76-6817
南信州地域振興局	環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678 0265-53-0434
木曾地域振興局	総務管理・環境課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 0264-25-2234（環境係）
松本地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020 0263-40-1941
北アルプス地域振興局	総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大町 1058-2 0261-23-6563（環境係）
長野地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 026-234-9590
北信地域振興局	環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955 0269-23-0202
環境保全研究所	大気環境部	〒380-0944 長野市安茂里米村 1978 026-227-0389
諏訪湖環境研究センター	調査研究部	〒394-0081 岡谷市長地権現町 4-11-51 0266-78-0151

公害関係基準のしおり

令和 7 年 3 月 発行

長 野 県 環 境 部
